

第三次北本市 地域福祉計画・地域福祉活動計画

**北本市
北本市社会福祉協議会**

ごあいさつ

我が国は、世界有数の経済先進国、健康長寿国となり、成熟している一方で、少子高齢化がますます進展し、単身世帯の増加、地縁・血縁の希薄化等に加え、社会経済情勢が目まぐるしく変化しています。こうした中、これまで推進してきた福祉の分野ごとの枠組みでは支援が困難な8050世帯、介護と育児のダブルケアを担っている世帯、ごみ屋敷、ケアラー・ヤングケアラーといった新たな地域福祉の課題への対応が急務になっています。

また、新型コロナウイルス感染症は、人々の日常生活や、地域における様々な活動に影響を及ぼし、地域つながりの希薄化の進展に拍車をかけました。

このように社会全体が急速に変化していく中で、本市におきましても、これまでの分野ごとの福祉の推進を継続していくことに加えて、複雑的、複合的な課題を抱えている世帯への支援体制を構築していく必要があります。課題解決のための方向性を定める必要があります。

そのため、今般、北本市社会福祉協議会と連携・協力し、「第三次北本市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定いたしました。

本計画には、新たに地域共生社会の実現のための施策を盛り込みました。具体的には、国が推奨している「重層的支援体制整備事業」を本計画に位置づけ、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、多様な主体が参加し、つながり合うことで、地域住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指していくこととしました。

加えて、団塊の世代が75歳以上となる2025年問題を見据え、「北本市成年後見制度利用促進基本計画」も一体的に策定し、今後さらに高まる福祉のニーズへの対応をしていくこととしています。

本計画を着実に実行し、本計画の基本理念である「育てよう地域の力・ともに創ろう誰もが暮らしやすいまち 北本」を実現していくためには、市や北本市社会福祉協議会が積極的に取り組んでいくことに加え、市民の皆様、地域、団体との連携・協力が必要不可欠になります。より一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、北本市地域福祉推進委員会委員の皆様をはじめとした各関係機関の皆様、アンケート調査やパブリック・コメントにご協力いただきました多くの市民や関係団体、関係者の皆様に心から感謝申し上げます。

令和5年3月

北本市長 三宮 幸雄



ごあいさつ

少子高齢・人口減少社会の進行の中で、本市においても、子育てに悩む人、幼児や高齢者の虐待、地域での孤立、生活支援や介護が必要な人、生活困窮などの社会的課題が増加する傾向にあります。

これら地域福祉の諸課題に的確に対応するため、「育てよう地域の力・ともに創ろう誰もが暮らしやすいまち 北本」を計画の理念とし、市と一体で策定しました第二次北本市地域福祉計画・地域福祉活動計画が令和4年度で終了するため、第三次北本市地域福祉計画・地域福祉活動計画を令和5年度から令和9年度までの計画期間とし、策定いたしました。



暮らしにおける人ととのつながりが弱まる中、これを再構築し、複雑化・複合化した個別課題に取り組み、誰もが地域社会から孤立することなく、住み慣れた地域で自分らしく暮らしながら、多世代の交流や多様な活躍の機会と役割を生み出せる地域づくりを実現することが求められています。

今後、本会としてもさまざまな課題に取り組むため、本計画を地域福祉活動の指針として、計画に定めた施策・事業を実施して参りたいと考えていますが、そのためには、支部社会福祉協議会、自治会連合会、民生委員・児童委員協議会、コミュニティ協議会、老人クラブ連合会、ボランティア団体、福祉サービス事業者、市民の皆様のお力が必要です。皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定に際し、貴重なご意見、ご提言をいただきました市民の皆様をはじめ、ご協力をいただきました関係団体等の皆様に心からお礼申し上げます。

令和5年3月

北本市社会福祉協議会 会長 稲木 勝英

目 次

| | |
|----------------------------------|-----------|
| 第1章 計画の基本事項 | 1 |
| 1 計画策定の趣旨 | 1 |
| 2 計画の位置付け | 3 |
| 3 計画期間 | 10 |
| 4 計画の策定方法 | 11 |
| | |
| 第2章 本市の現状と地域福祉の課題 | 13 |
| 1 本市の現状 | 13 |
| 2 第二次計画の施策の進捗状況 | 22 |
| 3 地域福祉に係る国や県の施策の動向 | 32 |
| 4 今後の地域福祉の推進における課題 | 35 |
| | |
| 第3章 地域福祉の基本方針 | 43 |
| 1 地域福祉の理念 | 43 |
| 2 基本目標 | 44 |
| 3 S D G sとの関連性 | 45 |
| 4 施策体系 | 46 |
| | |
| 第4章 施策の展開 | 47 |
| 基本目標1 すべての世代に福祉の心を広げる意識づくり | 47 |
| 施策1－1 福祉の心を育む学習機会の充実 | 47 |
| 施策1－2 市民同士のふれ合う機会の拡充 | 49 |
| 施策1－3 市民への情報発信の充実 | 51 |
| 基本目標2 地域の福祉を支える担い手づくり | 53 |
| 施策2－1 幅広い地域福祉の担い手の育成・確保 | 53 |
| 施策2－2 担い手が活躍する機会の充実 | 55 |
| 基本目標3 支援につなぐ仕組みづくり | 57 |
| 施策3－1 包括的な相談支援体制の充実 | 57 |
| 施策3－2 暮らしを支えるサービス・活動の充実 | 59 |

| | |
|---|-----------|
| 施策 3－3 配慮が必要な人への支援の充実 | 61 |
| 施策 3－4 成年後見制度の利用促進（成年後見制度利用促進基本計画） | 64 |
| 基本目標 4 一人ひとりの安心と安全を守る地域づくり | 67 |
| 施策 4－1 支援を必要とする人を見守る活動の推進 | 67 |
| 施策 4－2 安全な暮らしを守る地域環境の形成 | 69 |
| 基本目標 5 公民協働による地域福祉を推進する体制づくり | 70 |
| 施策 5－1 重層的な地域福祉ネットワークの構築 （重層的支援体制整備事業実施計画） | 70 |
| 施策 5－2 地域福祉活動の拠点・組織の充実 | 74 |
| 第5章 計画の推進..... | 76 |
| 1 令和5年度から重点的に取り組む事業 | 76 |
| 2 主体性と協働による計画推進 | 77 |
| 3 P D C A サイクルに基づく計画推進 | 78 |
| 資料編 | 79 |
| 1 ヒアリングからの意見 | 79 |
| 2 アンケート結果（一部抜粋） | 82 |
| 3 用語解説 | 90 |
| 4 北本市地域福祉推進委員会設置要綱及び委員名簿 | 95 |
| 5 第三次北本市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定会議設置規程及び委員名簿 ... | 98 |
| 6 策定経過 | 101 |

※本計画では、「障がい者」等の表記については、平成 23 年に定めた「障害者の「害」の字をひらがな表記とすることに関する指針」に基づき、法令の名称や用語、制度・事業名、固有名詞、専門用語などを除き、障がい者の「害」の字を「がい」と表記します。



計画の基本事項

第 1 章



1 計画策定の趣旨

(1) 近年の社会情勢

少子高齢化・人口減少社会の進行、産業構造の変化、ライフスタイルの多様化と核家族化の進行により、家庭や地域での相互扶助機能が低下しています。さらに、80代の親が同居するひきこもりがちの50代の子を支えるという問題（8050問題）、介護と育児に同時に直面する状況（ダブルケア）、本来大人が担うと想定される家事や家族の世話等を日常的に行っている未成年者（ヤングケアラー）、世帯全体が孤立している状態など、人々の暮らしの中での課題は複雑化・複合化してきており、これまでの高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉などによる分野別の対応では解決することが困難になっています。さらに、私たちの生活を脅かす地震や台風などの自然災害、感染症などの様々な脅威や不安が高まっています。

また、2015年9月には、「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現のため、「持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）」が国連サミットにおいて全会一致で採択され、我が国においてもSDGsの実現に向けて、官民共に取り組んでいます。

こうした状況下において、地域福祉の充実と推進は、今まで以上に重要になってきており、複雑化・複合化した福祉課題に対し、地域づくりの基盤を整え、人と地域に共感と協力の輪を広げていくことが求められています。

(2) 地域福祉の目的

地方自治法第1条の2では「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。」と明示されています。

そして、「住民の福祉」とは“住民のふだんの くらしの しあわせ”を考えることといわれ、福祉という言葉は“しあわせ”的意味の「福」と、“さいわい”的意味の「祉」が結び付いたともいわれます。

この地方公共団体の使命を念頭に、北本市（以下「市」と表記）は「北本市地域福祉計画」を平成24年度に、北本市社会福祉協議会（以下「社協」と表記）は「北本市地域福祉活動計画」を平成25年度に策定しました。さらに、市及び社協は、市民・地域・行政による一層の連携を図るため、「第二次北本市地域福祉計画・地域福祉活動計画」（以下「現計画」と表記）を一体的に策定し、“誰もが人を支え、誰もが人に支えられながら、自分らしく安心して幸せに暮らすことのできる地域づくり”を目指してきました。このたび、平成30年3月に策定した現計画が令和4年度に終了することから、「第三次北本市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定しました。

2 計画の位置付け

(1) 法律の位置付け

本計画のうち、地域福祉計画は、社会福祉法第107条の規定に基づく「市町村地域福祉計画」として位置付けます。

地域福祉活動計画は、社会福祉法第109条に基づき、社協の事業を計画的に推進するため策定するものです。

また、本計画は成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項の規定に基づく「成年後見制度利用促進基本計画」と、社会福祉法第106条の5に基づく「重層的支援体制整備事業実施計画」を包含するものです。

<参考>

(社会福祉法)

第四条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たつては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

第百六条の五 市町村は、重層的支援体制整備事業を実施するときは、第百六条の三第二項の指針に則して、重層的支援体制整備事業を適かつ効果的に実施するため、重層的支援体制整備事業の提供体制に関する事項その他厚生労働省令で定める事項を定める計画（以下この条において「重層的支援体制整備事業実施計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

2 市町村は、重層的支援体制整備事業実施計画を策定し、又はこれを変更するときは、地域住民、支援関係機関その他の関係者の意見を適切に反映するよう努めるものとする。

3 重層的支援体制整備事業実施計画は、第百七条第一項に規定する市町村地域福祉計画、介護保険法第百十七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十八条第一項に規定する市町村障害福祉計画、子ども・子育て支援法第六十一条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画その他の法律の規定による計画であつて地域福祉の推進に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

4 市町村は、重層的支援体制整備事業実施計画を策定し、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

5 前各項に定めるもののほか、重層的支援体制整備事業実施計画の策定及び変更に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

<参考>

(社会福祉法)

第百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

第百九条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

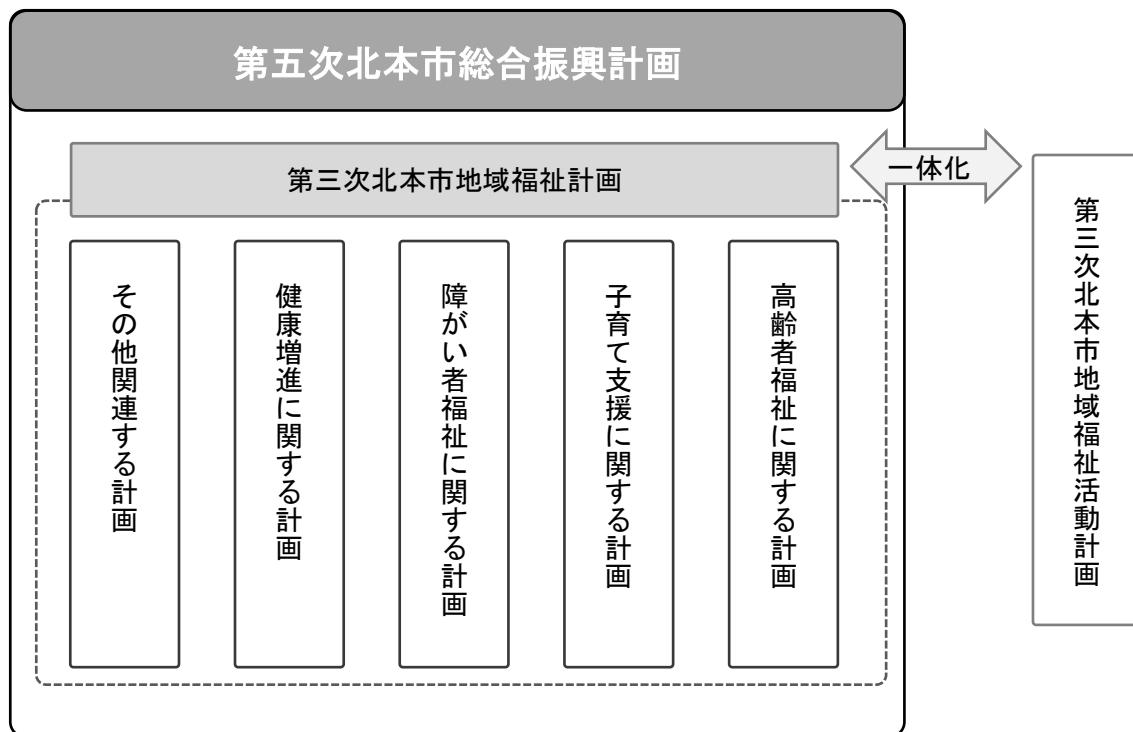
(成年後見制度の利用の促進に関する法律 第14条)

第十四条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

(2) 市政における位置付け

本計画は、市政の最上位計画「第五次北本市総合振興計画」の将来都市像「縁にかこまれた健康な文化都市～市民一人ひとりが輝くまち北本～」の実現に向けて、福祉の各分野の上位計画として、保健・医療・福祉分野全体を推進する指針となります。



(地域福祉計画と地域福祉活動計画を一体とする意義)

地域福祉計画は、市全体で地域福祉を効果的に推進する方策を示す計画です。

地域福祉活動計画は、社協として、地域福祉計画と整合を図り、市民、自治組織、民生委員・児童委員、福祉サービス事業者、ボランティア団体など、個人と多様な組織・団体が協働して地域福祉を主体的に実践することを定めた計画です。

両計画を一体化することにより、市が直面する生活課題や福祉ニーズを共有した上で、市及び社協の取組を明確にし、協働性と実効性を高めながら、地域福祉を推進することを目指します。

| 計画名 | 地域福祉計画 | 地域福祉活動計画 |
|--------|-------------------------------|------------|
| 推進組織 | 北本市 | 北本市社会福祉協議会 |
| 計画の性格 | 行政計画 | 民間計画 |
| 一体化の意義 | 「生活課題や福祉ニーズの共有」「推進の方向性と実践の連動」 | |

(3) 地域福祉に関する市の主な計画・条例

① 北本市自治基本条例

市のまちづくりにおける最高規範と位置付けられた「北本市自治基本条例」は、まちづくりを進める上での基本ルールとして定められました。

条例では、まちづくりの主役が「市民」であることを明らかにし、まちづくりの基本原則を「情報の共有」「市民のまちづくりへの参加と市政への参画」「市民と市との協働」として定め、『誰もが安心して生活できる個性豊かな自立したまち』を市民、議会、行政の三者が協力しあって築いていくこととしています。

また、この条例に基づき、「北本市市民参画推進条例」「北本市協働推進条例」（共に平成25年4月1日施行）を整備しています。

【北本市自治基本条例（抜粋）】

| | |
|-----------------|--|
| 施行日 | 平成22年4月1日 |
| 目的（第1条） | この条例は、北本市におけるまちづくりの基本原則を明らかにするとともに、まちづくりの主役である市民の権利及び責務、議会及び市長等の責務並びにまちづくりに関する基本的な事項を定めることにより、まちづくりにおける市民の参加並びに市民及び市の協働の推進を図り、もって誰もが安心して生活できる個性豊かな自立したまちを実現することを目的とする。 |
| まちづくりの基本原則（第4条） | <p>市民及び市は、それぞれが持つまちづくりに関する情報を共有するものとする。</p> <p>2 市民は、まちづくりの主役であることを認識し、積極的にまちづくりに参加するものとする。</p> <p>3 市長等は、市民の意思を市政に反映させるため、市民の参画の機会を保障するものとする。</p> <p>4 市民及び市は、それぞれの責務を認識し、協働してまちづくりを進めるものとする。</p> |

② 北本市子どもの権利に関する条例

本市では平成23年に「めざせ日本一、子育て応援都市」を宣言し、子育て支援の充実に努めてきました。しかし、全国的にも、児童虐待、いじめ、不登校等の件数が増加傾向にあるなど、子どもを取り巻く環境は依然として厳しく、今後さらに子どもの権利を守る必要があります。

こうしたことから、子どもの権利の内容を明らかにすると共に子どもの権利を保障する「北本市子どもの権利に関する条例」を制定しました。

条例では、子どもたち自身はもちろん、広く市民に子どもの権利について知つてもうと共に、権利が侵害された場合にすぐに相談ができ、救済する体制を構築し、すべての子どもが幸せな生活を送ることができる社会が実現されることを目的としています。

【北本市子どもの権利に関する条例（抜粋）】

| | |
|------------------------|---|
| 施行日 | 令和4年10月1日 |
| 目的（第1条） | この条例は、子どもの権利の内容を明らかにするとともに、子どもの権利を守るために仕組みを定めることで子どもの権利を保障し、もってすべての子どもが幸せな生活を送ることができる社会を実現することを目的とする。 |
| 基本理念（第3条） | 子どもの権利は、次に掲げる事項を基本理念として、保障されなければならない。 (1) 子ども又は家族の生まれ育った環境、状況、人種、国籍、障害の有無等に関わらず、差別されないこと。 (2) 子どもの最善の利益が優先して考慮されること。 (3) 子どもの生きる権利が認められ、成長及び発達が可能な最大限の範囲において確保されること。 (4) 自らに影響を及ぼす全ての事項について意見を表明することができること及びその意見がその子どもの年齢及び発達の程度に応じて、十分に尊重されること。 (5) 自らが権利の主体であり、その権利を自ら行使することができること及びその権利の行使に当たって必要な支援を受けられること。 |
| 子どもにとって大切な権利（第2章） | 大切な子どもの権利の保障等（第7条） 安心して生きる権利（第8条） 自分らしく育つ権利（第9条） 守られる権利（第10条） 参加する権利（第11条） |
| 生活の場における子どもの権利の保障（第3章） | 家庭における権利の保障（第12条） 子ども関係施設における権利の保障（第13条） 地域における権利の保障 第14条 市民及び事業者は、地域の中で子どもを見守り、子どもが安心して自分らしく過ごすことができるよう努めるものとする。 2 市民及び事業者は、子どもが、地域の行事、運営等に参加する機会及び意見を表明する機会の確保に努めるものとする。 3 市民及び事業者は、子どもに対して、虐待及び体罰等をしてはならない。 4 事業者は、その従業員が安心してその子どもを養育することができるよう、十分に配慮し、及び支援するよう努めるものとする。 5 市は、市民及び事業者が子どもの権利を保障するために必要な活動に対して、必要な支援に努めなければならない。 |

③ 第五次北本市総合振興計画

第五次北本市総合振興計画の概要と地域福祉に関する主な政策は次の通りです。本計画は「2-1 地域福祉の推進」を実行するための計画です。

【第五次北本市総合振興計画（抜粋）】

| | | |
|---------------|-------------------------------------|---|
| 計画期間 | 平成 28～令和 7 年度までの 10 年間 | |
| 基本理念 | 市民との協働による持続可能なまちづくり | |
| 将来都市像 | 緑にかこまれた健康な文化都市 ～市民一人ひとりが輝くまち 北本～ | |
| 地域福祉に関連する主な政策 | 政策 2 健康でいきいきと暮らせるまち | 2-1 地域福祉の推進 誰もが住み慣れた家庭や地域の中でその人らしい安心した生活を送るため、福祉に関わる人材や組織の育成、地域での声掛けや見守り活動等による助け合いの仕組みづくりを進めると共に、日常生活で困っていることを相談できる体制を整えます。また、結婚を希望する人への支援を行います。 |
| | 政策 3 みんなが参加し育てるまち | 3-1 市民参画と協働の充実 地域の現状を把握し、地域が求めるニーズに適切に対応していくため、市民との協働のまちづくりを進めます。また、市民参画を推進するため、市民関係団体等との連携を図り、若者から高齢者まで誰もが参画しやすい環境づくりに努めます。 |
| | | 3-2 暮らしを支える地域活動の支援 地域で安心して生活を送るため、地域活動団体の重要性を高め、自治会やコミュニティ活動の維持および自立性の確保を支援すると共に、市民への地域活動参加の啓発に努めます。また、地域活動の拠点である集会施設の整備や修繕等を支援します。 |

④ 第6期埼玉県地域福祉支援計画

第6期埼玉県地域福祉支援計画（令和2年度策定）の概要は次の通りです。

県の計画と必要に応じて連動しながら、本計画を推進します。

【第6期埼玉県地域福祉支援計画（抜粋）】

| | |
|------|--|
| 計画期間 | 令和3～令和5年度までの3年間 |
| 基本理念 | 互いに支え合い、「誰一人取り残さない」地域を目指す埼玉づくり |
| 施 策 | 基盤づくり ～重層的な支援体制の構築に向けた基盤づくり～ 1 市町村における包括的な相談支援体制の構築の支援 2 社会とのつながりの回復や社会参加に向けた支援 3 権利擁護体制の充実 4 成年後見制度の利用促進 |
| | 地域づくり ～地域住民による支え合い・見守りの地域づくり～ 1 地域福祉の場・拠点づくりの促進 2 地域住民同士の助け合い・地域の見守り体制の拡充 3 災害時に備えた支援の取組の充実 4 地域の子育て力の充実 5 子供の貧困に対する取組の強化 6 認知症になっても安心して暮らせる地域づくり |
| | 担い手づくり ～専門職から住民一人ひとりまで地域福祉を支える担い手づくり～ 1 介護、保育等サービス人材の確保等 2 住民が地域福祉の課題を学び、考える機会（福祉教育・学習）の充実 3 地域福祉を担う住民の育成の拡充 4 NPO・ボランティア団体、自治会等の地域活動への支援 5 社会福祉法人、企業、大学等の社会貢献活動との連携強化 |
| | 環境づくり ～制度やサービスへつなぐ環境づくり～ 1 ケアラーへの支援の推進 2 生活困窮者対策の推進 3 孤立や配慮が必要な人への支援 4 苦情解決制度及び事業者の第三者評価、指導の充実 5 障害者への理解の促進と誰でも等しく地域の中で暮らせる共生社会づくり 6 住宅確保要配慮者に必要な住宅を確保するための環境づくり |
| | 市町村の支援と計画の推進 1 市町村地域福祉計画の策定・改定に伴う支援 2 計画の進捗管理 |

3 計画期間

本計画の期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間とします。

次期計画は、本計画の最終年度である令和9年度中に策定する予定です。

ただし、計画期間中、社会経済情勢や大きな制度改正にも柔軟に対応するため、必要に応じて、計画を改定する場合があります。

【主な計画の期間】

| 令和 5 年度 (2023) | 令和 6 年度 (2024) | 令和 7 年度 (2025) | 令和 8 年度 (2026) | 令和 9 年度 (2027) | 令和 10 年度 (2028) | 令和 11 年度 (2029) | 令和 12 年度 (2030) | 令和 13 年度 (2031) | 令和 14 年度 (2032) | | | | | |
|--------------------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|--|--|--|--|--|
| 第三次北本市地域福祉計画 第三次北本市地域福祉活動計画 | | | | | (次期計画) | | | | | | | | | |
| 第五次北本市総合振興計画 後期基本計画 | | (次期計画) | | | | | | | | | | | | |
| 健康増進 に関する 計画 | | (次期計画) | | | | | | | | | | | | |
| 子育て支援に関する 計画 | | (次期計画) | | | | | | | | | | | | |
| 高齢者福 祉に関する 計画 | | (次期計画) | | | | | | | | | | | | |
| 障がい者福祉に関する計画 | | | | (次期計画) | | | | | | | | | | |
| 第6期埼 玉県地域 福祉支援 計画 | | (次期計画) | | | | | | | | | | | | |

＜参考＞

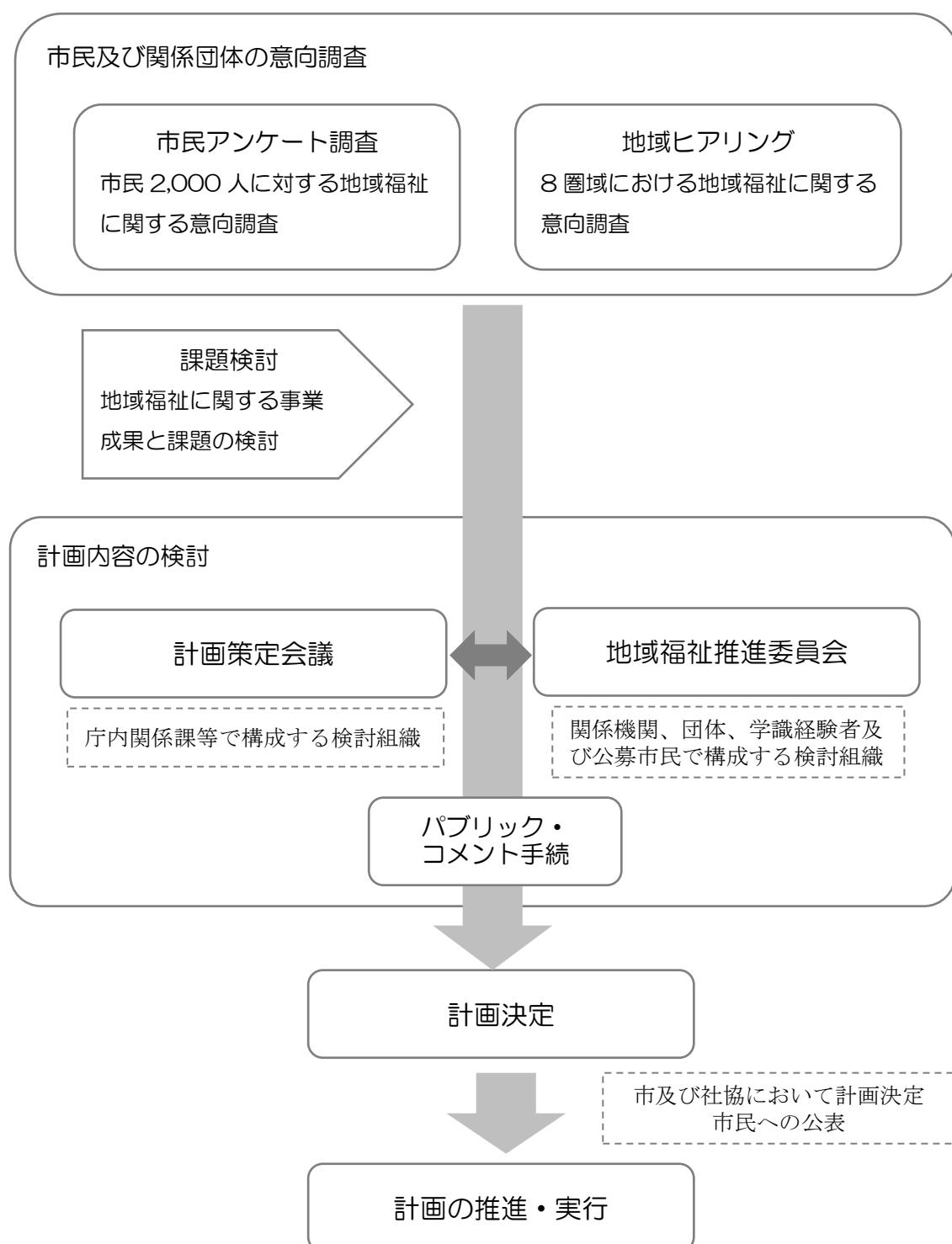
（社会福祉法 第 107 条）

- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

4 計画の策定方法

市民との協働の考え方に基づいて次の取組を行い、計画を策定しました。

(1) 計画の策定体制



(2) 市民及び関係団体意向調査の概要

市民や福祉関係者などの意見を反映するため、次の取組を行い、計画を策定しました。

① 市民アンケートの実施概要

| | |
|-------|---|
| 対象 | 満18歳以上の市民 2,000人 |
| 実施時期 | 令和3年12月16日～令和4年1月11日 |
| 実施方法 | 調査票の郵送配付・郵送回収 ○調査票郵送後に再度協力を依頼するハガキを郵送 ○市の広報紙及びホームページで告知と協力のお願いを掲載 |
| 実施の目的 | 地域福祉に関する市民の意識、生活課題、活動意向、要望の把握 |
| 調査内容 | 1 回答者属性 2 市民の助け合い・支え合いについて 3 ご近所付き合いについて 4 地域でともに助け合う活動（共助）について 5 地域での暮らしについて 6 北本市社会福祉協議会について 7 生活困窮者自立支援制度について 8 ケアラーについて 9 成年後見制度について 10 自由意見 |
| 回答数 | 909人（回答率 45.5%） |

② 地域ヒアリングの実施概要

| | |
|-------|--|
| 対象 | 8圏域（中丸・中央地域・東地域・東間深井・南部・本町西高尾・西部・公園地域） |
| 実施時期 | 令和4年1月～8月 |
| 実施方法 | 各圏域の協議体メンバーに調査票を配布し、窓口、FAX、e-mailにて回収 |
| 実施の目的 | 高齢者や障がい者、子育ての支援など、地域を取り巻く福祉課題の現状、本市の地域福祉を推進するための方策や取組の要望の把握 |
| 調査内容 | 1 地域の団体・組織が福祉活動を行う上で、困っていること・課題について 2 地域における福祉活動団体や他機関との交流状況やつながり、連携・協力状況について 3 地域課題に取り組むための地域の担い手を増やす方法について 4 地域福祉に関する課題について 5 地域福祉をすすめるために取り組むべきことについて |



1 本市の現状

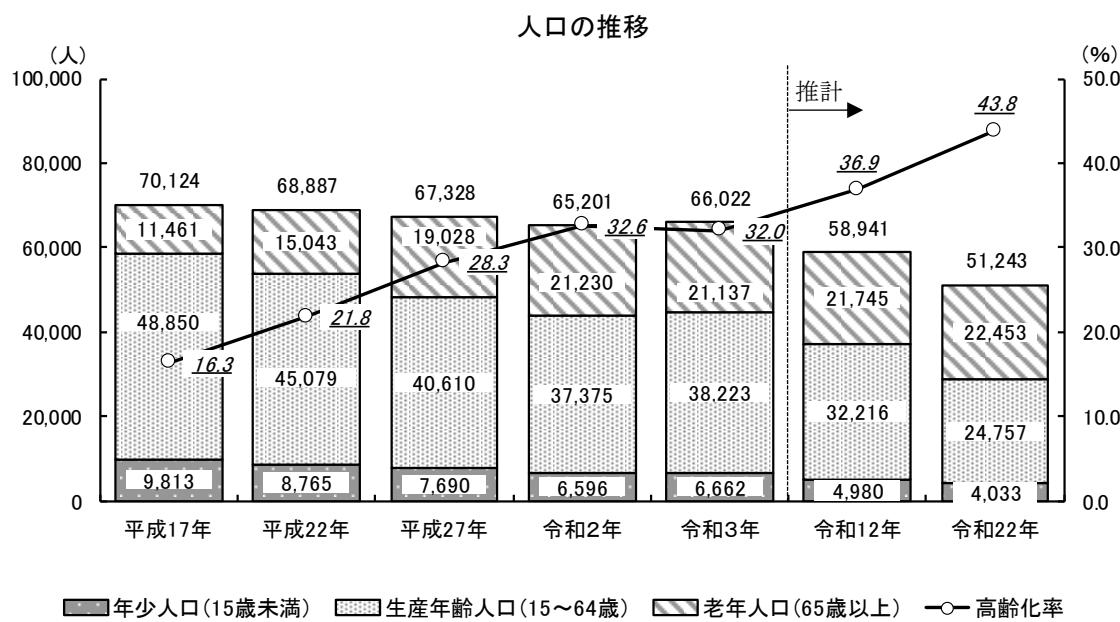
人口・世帯状況などの動向

① 人口

市の総人口は平成 17 年までは 70,000 人を維持していましたが、平成 22 年以降は減少しており、令和 3 年には 66,022 人となっています。

年齢 3 区別人口でみると、少子・高齢化の傾向が顕著にでており、年少人口（15 歳未満）は平成 17 年の 9,813 人に対し、令和 3 年には 6,662 人と 15 年間で 3,151 人の減少（年間平均約 210 人の減少）となっています。

一方、老人人口（65 歳以上）は平成 17 年の 11,461 人に対し、令和 3 年には 21,137 人と 15 年間で 9,676 人の増加（年間平均約 645 人の増加）となっており、高齢化率でみると平成 17 年の 16.3% に対し令和 3 年は 15.7 ポイント増加の 32.0% となっています。



資料：平成 17～令和 2 年は国勢調査（各年 10 月 1 日現在）

令和 3 年は住民基本台帳（1 月 1 日現在）

令和 12、22 年は国立社会保障・人口問題研究所推計

『日本の地域別将来推計人口』（平成 30（2018）年推計）

人口の推移

単位：人

| | 平成 17 年 | 平成 22 年 | 平成 27 年 | 令和 2 年 | 令和 3 年 | 令和 12 年 | 令和 22 年 |
|--------------------|---------|---------|---------|--------|--------|---------|---------|
| 年少人口 (15歳未満) | 9,813 | 8,765 | 7,690 | 6,596 | 6,662 | 4,980 | 4,033 |
| 生産年齢人口 (15~64歳) | 48,850 | 45,079 | 40,610 | 37,375 | 38,223 | 32,216 | 24,757 |
| 老年人口 (65歳以上) | 11,461 | 15,043 | 19,028 | 21,230 | 21,137 | 21,745 | 22,453 |

資料 : 平成 17~令和 2 年は国勢調査（各年 10 月 1 日現在）
 令和 3 年は住民基本台帳（1 月 1 日現在）
 令和 12、22 年は国立社会保障・人口問題研究所推計
 『日本の地域別将来推計人口』（平成 30（2018）年推計）

② 世帯

（ア） 世帯の推移

令和 2 年の一般世帯数は 27,378 世帯となっており、平成 17 年から増加しています。一方で、核家族世帯、3 世代世帯、6 歳未満の子どものいる世帯は減少しています。ひとり親世帯に関して、平成 17 年と令和 2 年時点を比較すると、母子世帯・父子世帯は増加しており、それぞれ 2,304 世帯・477 世帯となっています。

世帯の推移

単位：世帯

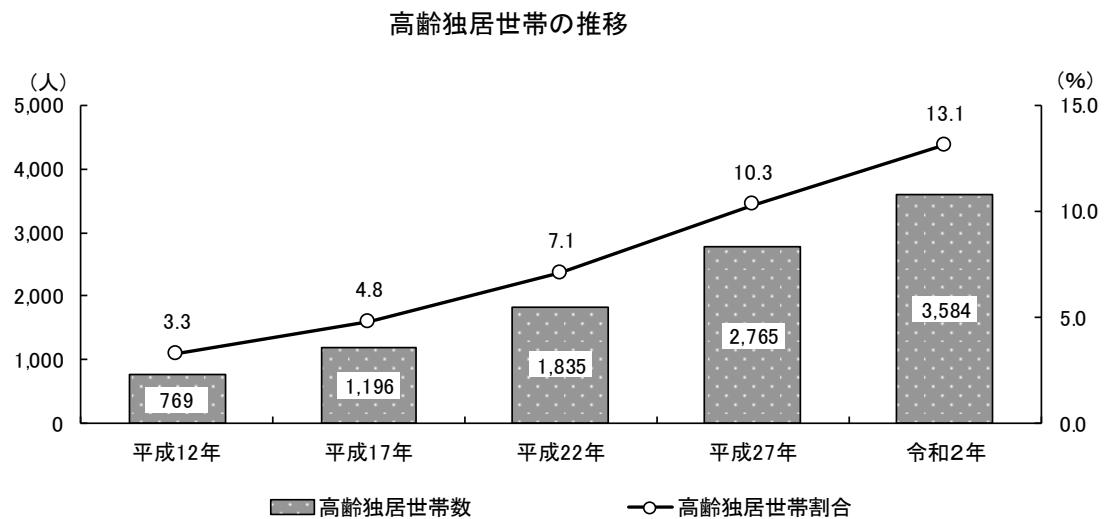
| | 平成 17 年 | 平成 22 年 | 平成 27 年 | 令和 2 年 | 平成 27 年 → 令和 2 年 の増減 |
|---------------------|---------|---------|---------|--------|----------------------|
| 一般世帯 (施設などを含まない) | 24,819 | 25,847 | 26,822 | 27,378 | 556 |
| 核家族世帯 | 17,881 | 18,035 | 18,088 | 17,824 | -264 |
| 3 世代世帯 | 1,492 | 1,555 | 1,271 | 953 | -318 |
| 6 歳未満の子どものいる世帯 | 2,875 | 2,455 | 2,023 | 1,644 | -379 |
| 母子世帯 | 1,811 | 1,999 | 2,199 | 2,304 | 105 |
| 父子世帯 | 374 | 414 | 479 | 477 | -2 |

資料：国勢調査（各年 10 月 1 日現在）

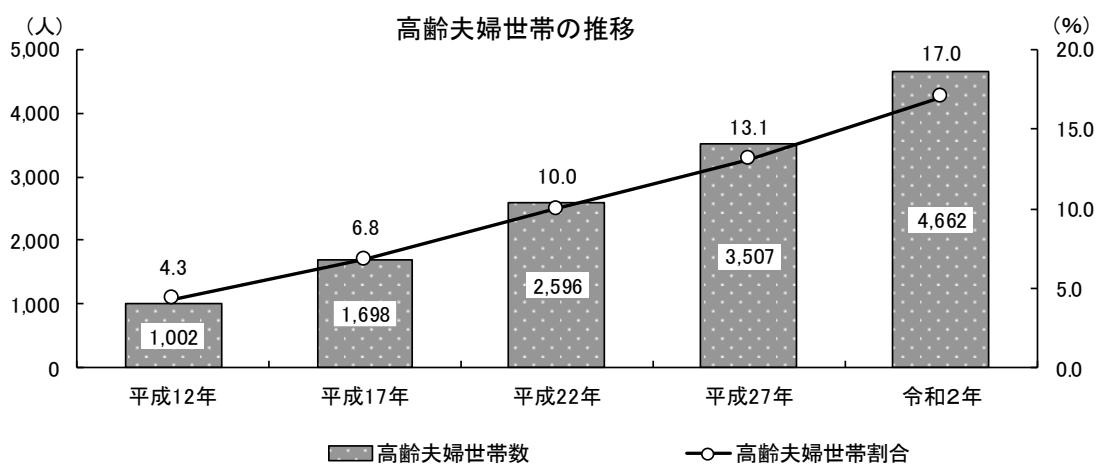
(イ) 高齢独居世帯・高齢夫婦世帯の推移

高齢独居世帯数は増加しており、令和2年では3,584世帯、高齢独居世帯割合が13.1%となっています。

高齢夫婦世帯数は増加しており、令和2年では4,662世帯、高齢夫婦世帯割合が17.0%となっています。



資料：国勢調査

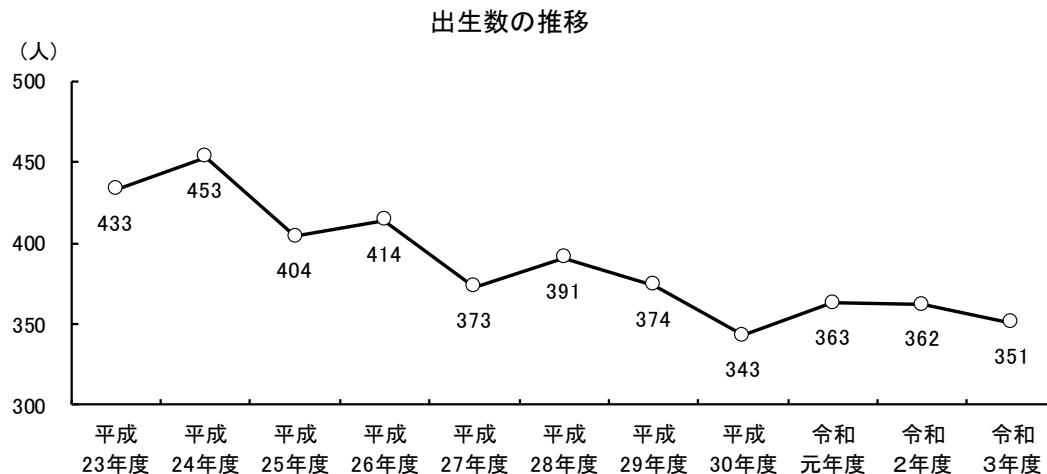


資料：国勢調査

③ 子どもの状況

(ア) 出生数の状況

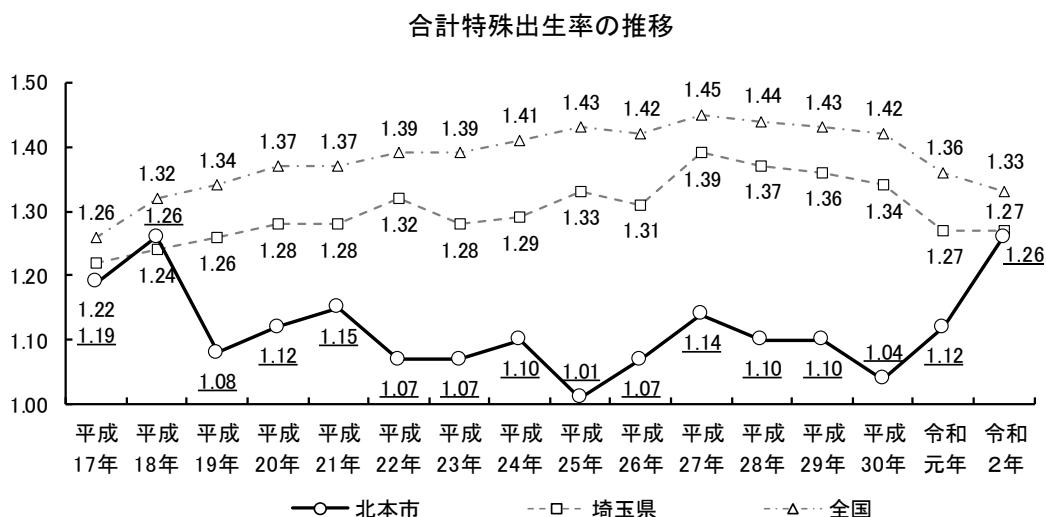
出生数は減少傾向にあり、平成30年に343人と最も少くなっています。令和3年の出生数は351人となっており、平成30年と比較すると増加しています。



資料：市民課（各年度末日現在）

(イ) 合計特殊出生率の推移

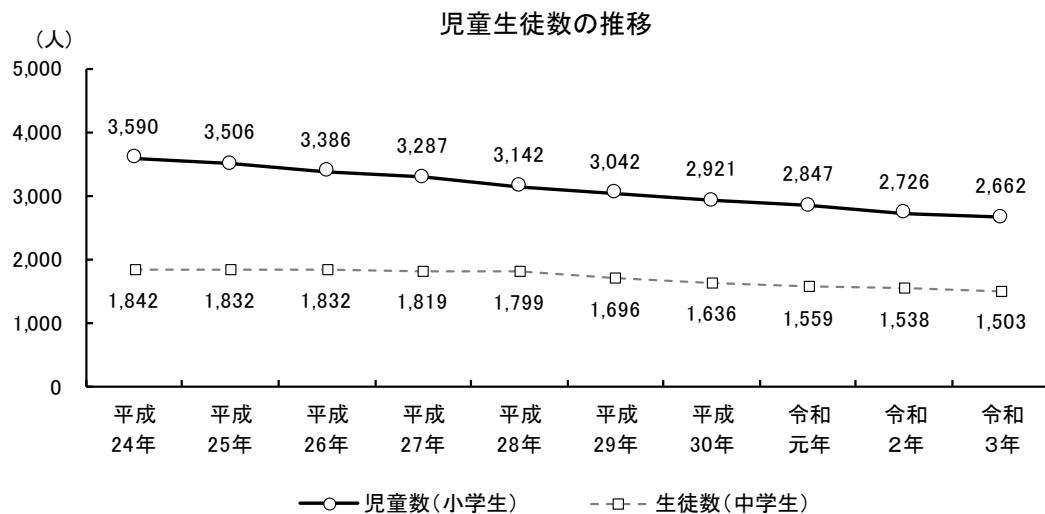
合計特殊出生率の推移をみると、平成19年以降1.1前後で推移しており、令和2年で1.26となっています。全国、埼玉県と比べて低くなっています。



資料：埼玉県保健医療部 保健医療政策課

(ウ) 児童生徒数の推移

小・中学校の児童生徒数は減少傾向にあり、令和3年時点で、小学生が2,662人、中学生が1,503人となっています。

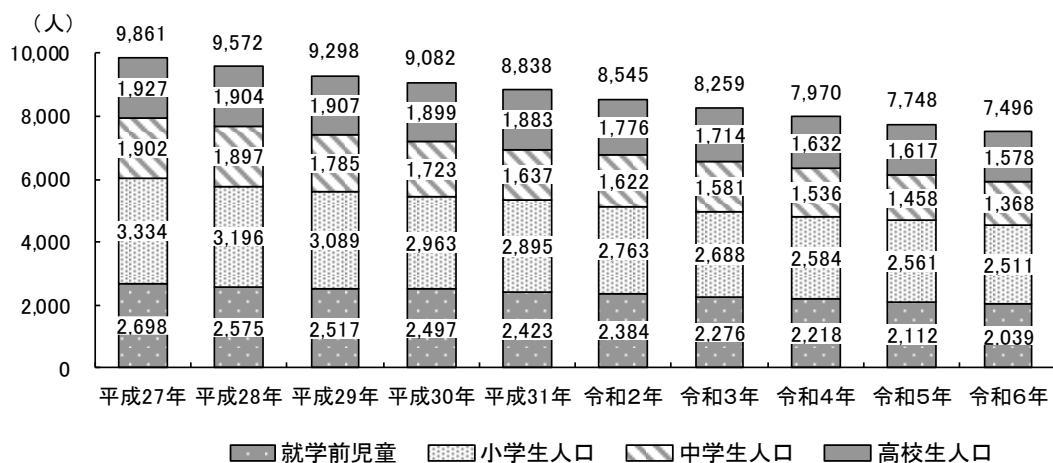


資料：学校教育課（各年5月1日現在）

(エ) 子どもの人口の推移と推計

子どもの人口は平成27年以降減少しており、令和6年では7,496人を見込まれます。就学前児童数（0～5歳）、小学生人口（6～11歳）、中学生人口（12～14歳）、高校生人口（15～17歳）共に減少しています。

子どもの人口の推移と推計



資料：第二期北本市子ども・子育て支援事業計画

④ 障がい者の状況

障がい者数は、身体障がい者は令和2年に減少している一方で、知的障がい者、精神障がい者は増加傾向にあります。

障がい種別の推移

単位：人

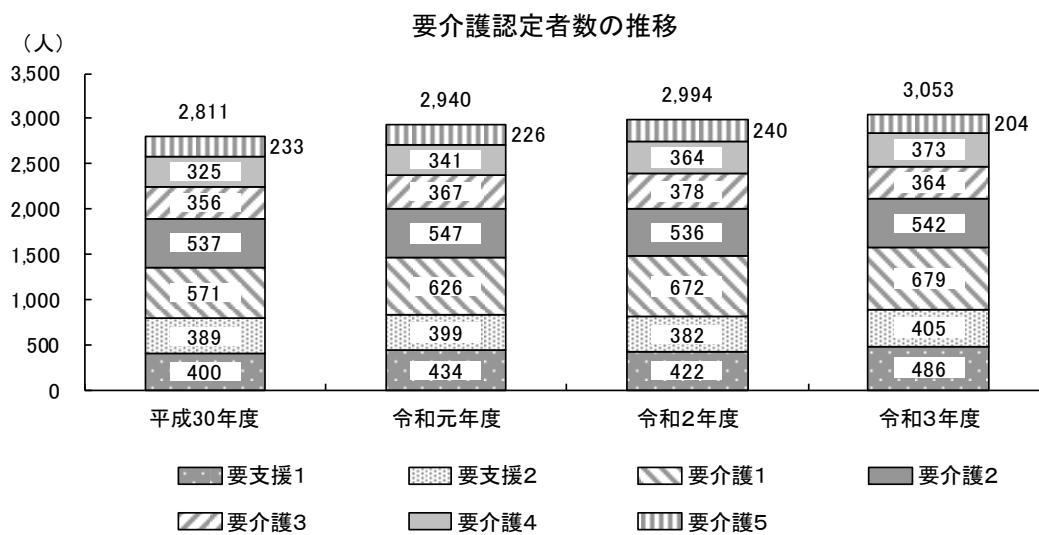
| | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 |
|----------------------------|----------|----------|-------|---------|---------|
| 身体障がい者 (身体障害者手帳所持者) | 2,020 | 2,020 | 2,017 | 1,968 | 1,936 |
| 知的障がい者 (療育手帳所持者) | 428 | 441 | 447 | 455 | 467 |
| 精神障がい者 (精神障害者保健福祉手帳所持者) | 467 | 489 | 521 | 556 | 594 |

資料：障がい福祉課、鴻巣保健所（各年度末日現在）

令和3年=府内資料

⑤ 要介護認定者の状況

令和3年度の要支援・要介護認定者数は3,053人であり、そのうち、介護予防の主な対象となる比較的軽度な要支援1・2は891人（約29%）、要介護1・2は1,221人（約40%）となっています。中・重度の要介護3～5は941人（約31%）となっています。



資料：平成30～令和3年度=介護保険事業状況報告（各年度9月30日現在）

⑥ 経済的支援の必要な世帯

生活保護の状況について、全国的に生活保護受給世帯数が減少傾向にある中、市でも同様の傾向にありました。コロナ禍の影響も受け令和2年度は大きく増加に転じており、令和3年度末現在568世帯となっています。

生活保護受給世帯の推移

単位：世帯

| | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 |
|-----------|----------|----------|-------|---------|---------|
| 生活保護受給世帯数 | 544 | 523 | 532 | 563 | 568 |

資料：平成 29 年～令和 3 年 = 共生福祉課（各年度末日現在）

⑦ 地域の福祉資源の状況

(ア) 民生委員・児童委員の状況

民生委員・児童委員は身近な相談相手として、また、地域福祉活動のコーディネーター役として、活動しています。

令和3年4月1日現在の委員数は149人（定数149人）です。

民生委員・児童委員

単位：人

| | 平成17年 | 平成22年 | 平成27年 | 令和2年 | 令和3年 |
|------------|-------|-------|-------|------|------|
| 民生委員・児童委員数 | 135 | 139 | 145 | 148 | 149 |

資料：平成17年～令和3年＝共生福祉課（各年4月1日現在）

(イ) ボランティア登録数

令和3年4月1日現在のボランティアセンターの登録人数は202人となっており、平成17年から増加しています。また、令和3年のボランティアセンターの登録団体数は39団体となっており、平成17年からほぼ横ばいで推移しています。

ボランティア活動

単位：人、団体

| | 平成17年 | 平成22年 | 平成27年 | 令和2年 | 令和3年 |
|----------------|-------|-------|-------|------|------|
| ボランティアセンター登録人数 | 33 | 69 | 87 | 191 | 202 |
| ボランティアセンター登録団体 | 40 | 38 | 41 | 39 | 40 |

資料：平成17年～令和3年＝北本市社会福祉協議会（各年4月1日現在）

2 第二次計画の施策の進捗状況

第二次北本市地域福祉計画・地域福祉活動計画の施策の進捗状況

計画の進捗及び評価を担う北本市地域福祉推進委員会において、第二次北本市地域福祉計画・地域福祉活動計画の進捗状況を議論しています。

＝評価基準＝

- A：具体的な施策に着手し、一定の成果や数値実績があるなど、その取組が堅調に推移している
- B：具体的な施策への着手は認められるものの、より一層の取組や事業の伸展が求められる
- C：具体的な施策に着手しているとは言い難い

目標1 すべての世代に福祉の心を広げる

① 施策1－1 福祉の心を育む学習機会の充実

令和3年度の進捗状況をみると、全9事業中で評価「A」の割合が11%、評価「B」の割合が78%、評価「C」の割合が11%となっています。評価「C」の事業は、「福祉の心を育む交流事業」となっています。

| 事業 | 主体 | A | B | C |
|--------------------------------|----|---|---|---|
| (1) 学校教育、家庭教育、公民館活動を通じた福祉意識の向上 | | | | |
| ①学校教育 | | | | |
| 福祉教育 | 市 | | ○ | |
| ②家庭教育 | | | | |
| 家庭教育支援 | 市 | | ○ | |
| ③地域教育 | | | | |
| 青少年健全育成研修事業 | 市 | | ○ | |
| 認知症サポーター養成講座 | 市 | ○ | | |
| 市民大学きたもと学苑（キタガク） | 市 | | ○ | |
| 社会人権教育推進事業 | 市 | | ○ | |
| 大学公開講座開催事業 | 市 | | ○ | |
| (2) 学校や地域の福祉教育への支援 | | | | |
| ①福祉の心を育む交流事業 | 社協 | | | ○ |
| ②福祉協力校設置 | 社協 | | ○ | |

※「C」評価としている事業は、新型コロナウィルス感染症の影響により、中止、延期したものです。

② 施策 1－2 市民同士のふれあう機会の拡充

令和3年度の進捗状況をみると、全10事業中で評価「A」の割合が40%、評価「B」の割合が40%、評価「C」の割合が20%となっています。評価「C」の事業は、「老人クラブ活動での多世代交流」「きたもと福祉まつりの開催」となっています。

| 事 業 | 主 体 | A | B | C |
|------------------------|-----|---|---|---|
| (1) 同世代や多世代の交流を図る事業の推進 | | | | |
| ① “居場所”づくりの推進 | | | | |
| サロン活動 | 市 | | ○ | |
| 各地域での集いの場 | 市 | ○ | | |
| 通いの場 | 市 | ○ | | |
| ②市民交流機会の創出 | | | | |
| 健康増進センター事業 | 市 | ○ | | |
| 地域子育て支援拠点における交流事業 | 市 | ○ | | |
| ③多世代交流の機会創出 | | | | |
| 老人クラブ活動での多世代交流 | 市 | | | ○ |
| 学校活動 | 市 | | ○ | |
| 公共施設事業 | 市 | | ○ | |
| (2) 地域主体や民間主体の活動への支援 | | | | |
| ①きたもと福祉まつりの開催 | 社協 | | | ○ |
| ②支部社協活動 | 社協 | | ○ | |

※「C」評価としている事業は、新型コロナウイルス感染症の影響により、中止、延期したものです。

③ 施策 1－3 市民への情報発信の充実

令和3年度の進捗状況をみると、全5事業中で評価「A」の割合が40%、評価「B」の割合が60%となっています。

| 事 業 | 主 体 | A | B | C |
|----------------------|-----|----|---|---|
| (1) 効果的な情報発信の実施 | | | | |
| ①福祉・地域情報の発信 | | | | |
| ②地域福祉活動に関する情報発信 | 市 | | ○ | |
| (2) 地域資源を活かした情報発信の充実 | | | | |
| ①地域資源を活かした情報の発信 | | 市 | ○ | |
| | | 社協 | | ○ |
| ②地域行事やイベントを通じた情報の発信 | 市 | ○ | | |

目標2 多様な担い手が活躍する仕組みづくり

① 施策2－1 幅広い地域福祉の担い手の育成

令和3年度の進捗状況をみると、全13事業中で評価「A」の割合が46%、評価「B」の割合が31%、評価「C」の割合が23%となっています。評価「C」の事業は、「サロン立上げ講座」「サロン担当者研修」「見守り活動担い手養成講座」となっています。

| 事 業 | 主 体 | A | B | C |
|-----------------------------|-----|---|---|---|
| (1) 地域主体の福祉活動を支える担い手の確保 | | | | |
| ①地域課題解決型担い手養成講座の開催 | | | | |
| 担い手養成講座（初級） | 社協 | ○ | | |
| 担い手養成講座（専門） | 社協 | ○ | | |
| サロン立上げ講座 | 社協 | | | ○ |
| サロン担当者研修 | 社協 | | | ○ |
| 助け合い活動入門講座 | 社協 | | ○ | |
| 見守り活動担い手養成講座 | 社協 | | | ○ |
| ②夏のボランティア体験 | 社協 | ○ | | |
| ③小・中・高校での福祉体験 | 社協 | ○ | | |
| ④支部福祉委員研修 | 社協 | ○ | | |
| ⑤手話奉仕員養成講習会事業 | 社協 | | ○ | |
| (2) 担い手になるきっかけづくり、専門的な人材の確保 | | | | |
| ①専門的な福祉人材の養成・確保 | | | | |
| 専門職種への支援 | 市 | | ○ | |
| 保健・医療・福祉分野専門職養成支援 | 市 | ○ | | |
| 介護人材の確保 | 市 | | ○ | |

※「C」評価としている事業は、新型コロナウイルス感染症の影響により、中止、延期したものです。

※第二次計画には「アクティブシニア社会参加支援事業」が位置付けられていましたが、当該事業は活動目標年次を平成30年度としており、既に目標を達成し終了しているため、表には記載しておりません。

② 施策2－2 担い手が活躍する機会の充実

令和3年度の進捗状況をみると、全11事業中で評価「A」の割合が45%、評価「B」の割合が55%となっています。

| 事業 | 主体 | A | B | C |
|-------------------------------|----|---|---|---|
| (1) 多様な分野における活動機会の充実 | | | | |
| ①学校活動 | 市 | | ○ | |
| ②障がいのある人が活動できる機会の支援 | 市 | | ○ | |
| ③介護予防・日常生活支援総合事業 (高齢者介護予防) | 市 | ○ | | |
| ④シルバー人材センター支援事業 | 市 | ○ | | |
| (2) ボランティア活動の活性化 | | | | |
| ①ボランティアセンターの機能強化 | | | | |
| ボランティア情報発信 | 社協 | | ○ | |
| ボランティア入門講座 | 社協 | ○ | | |
| ボランティア専門講座 | 社協 | ○ | | |
| ボランティア登録 | 社協 | | ○ | |
| ボランティアとの連携 | 社協 | | ○ | |
| ボランティア団体活動支援 | 社協 | ○ | | |
| ボランティアのマッチング | 社協 | | ○ | |

目標3 みんなが主役になる地域福祉の推進

① 施策3－1 協働による地域福祉活動の推進

令和3年度の進捗状況をみると、全8事業中で評価「A」の割合が38%、評価「B」の割合が50%、評価「C」の割合が13%となっています。評価「C」の事業は、「地域懇談会の開催」となっています。

| 事業 | 主体 | A | B | C |
|---------------------|----|---|---|---|
| (1) 協働による地域福祉活動の推進 | | | | |
| ①協働事業提案制度 | 市 | ○ | | |
| ②環境美化運動支援事業 | 市 | | ○ | |
| ③ファミリーサポートセンター事業 | 市 | | ○ | |
| ④ちょこっと困りごとサービス | 社協 | | ○ | |
| ⑤家事援助サービス | 社協 | | ○ | |
| ⑥地域懇談会の開催 | 社協 | | | ○ |
| ⑦市内企業との公益的取組の実施 | 市 | ○ | | |
| ⑧地域活動に資する個人情報の保護と活用 | 市 | ○ | | |

※「C」評価としている事業は、新型コロナウイルス感染症の影響により、中止、延期したものです。

② 施策3－2 市民活動を支援する仕組みの推進

令和3年度の進捗状況をみると、全12事業中で評価「A」の割合が67%、評価「B」の割合が33%となっています。

| 事 業 | 主 体 | A | B | C |
|--|------|---|---|---|
| (1) 地域福祉活動を担う市民への支援 | | | | |
| ①自治会振興事業 | | | | |
| 自治会連合会支援 | 市 | ○ | | |
| 自治会振興交付金 | 市 | ○ | | |
| 自治会集会施設整備事業等補助金 | 市 | ○ | | |
| 集会施設借地料補助金 | 市 | ○ | | |
| 自治会加入促進 | 市 | ○ | | |
| ②コミュニティ振興事業 | | | | |
| コミュニティ協議会補助金 | 市 | ○ | | |
| 地域コミュニティ委員会補助金 | 市 | | ○ | |
| 一般コミュニティ助成金 | 市 | ○ | | |
| ③市民の公益活動への支援 | | | | |
| 公募型補助金 | 市 | | ○ | |
| NPO設立支援 | 市 | | ○ | |
| ④市民公益活動への支援 | | | | |
| ⑤サロン活動支援 ・高齢者サロン ・子育てサロン ・障がい者サロン | 市、社協 | | ○ | |

③ 施策3－3 みんなでつくる人権尊重社会の推進

令和3年度の進捗状況をみると、全4事業中で評価「A」の割合が50%、評価「B」の割合が50%となっています。

| 事 業 | 主 体 | A | B | C |
|-----------------------------|-----|---|---|---|
| (1) 虐待、差別などの解消による明るい地域社会の創造 | | | | |
| ①虐待防止対策の推進 | 市 | ○ | | |
| ②差別解消対策の推進 | 市 | | ○ | |
| (2) 権利擁護制度の利用促進 | | | | |
| ①権利擁護制度の利用促進 | 市 | ○ | | |
| | 社協 | | ○ | |

目標4 一人ひとりの安心と安全を守る地域づくり

① 施策4－1 支援を必要とする人を見守る活動の推進

令和3年度の進捗状況をみると、全10事業中で評価「A」の割合が50%、評価「B」の割合が50%となっています。

| 事業 | 主体 | A | B | C |
|-----------------------------|----|---|---|---|
| (1) 緊急時に支援を必要とする人の把握方法 | | | | |
| ①避難行動要支援者名簿の作成 | 市 | ○ | | |
| ②民生委員・児童委員活動 | 市 | | ○ | |
| ③情報の更新 | 市 | ○ | | |
| (2) 緊急時に支援を必要とする人の情報共有 | | | | |
| ①避難行動要支援者名簿への同意促進 | 市 | | ○ | |
| (3) 緊急時に支援を必要とする人の支援活動の推進 | | | | |
| ①見守り・助け合い活動 | | | | |
| 高齢者等見守りネットワーク事業 | 市 | ○ | | |
| 身近な地域での見守りネットワークサー ビスの創設 | 社協 | | ○ | |
| 緊急時通報システム事業 | 市 | ○ | | |
| 安心カード | 市 | | ○ | |
| 福祉委員の配置 | 社協 | | ○ | |
| ②緊急時（災害時など）に備えた対策 | 市 | ○ | | |

② 施策4－2 暮らしを支えるサービス・活動の充実

令和3年度の進捗状況をみると、全6事業中で評価「A」の割合が67%、評価「B」の割合が33%となっています。

| 事業 | 主体 | A | B | C |
|--|----|---|---|---|
| (1) 利用者本位のサービス・事業が提供される環境づくり | | | | |
| ①サービス事業者の育成・参入促進 | 市 | ○ | | |
| ②医療環境の充実と連携強化 | 市 | ○ | | |
| ③各分野の中核組織の体制強化 ・地域包括支援センター ・子育て支援センター ・障がい者相談支援体制 | 市 | ○ | | |
| (2) ニーズに応じた生活支援サービス・活動の推進 | | | | |
| ①社会福祉法人による地域福祉活動 (地域貢献) の推進 | 市 | ○ | | |
| | 社協 | | ○ | |
| ②交通システムの充実 | 市 | | ○ | |

③ 施策4－3 安全な暮らしを守る地域環境の形成

令和3年度の進捗状況をみると、全6事業中で評価「A」の割合が33%、評価「B」の割合が67%となっています。

| 事業 | 主体 | A | B | C |
|-------------------------|----|---|---|---|
| (1) 地域の安全な暮らしを守る取組の推進 | | | | |
| ①協働での地域安心・安全推進事業 | 市 | | ○ | |
| ②犯罪のない安心・安全な地域づくり事業 | 市 | ○ | | |
| ③青少年指導委員巡回指導・連絡調整会議運営事業 | 市 | | ○ | |
| ④消費生活支援 | 市 | | ○ | |
| ⑤ユニバーサルデザインの推進 | 市 | ○ | | |
| ⑥災害ボランティアセンター立上げ訓練 | 社協 | | ○ | |

目標5 公民協働の地域福祉推進体制の強化

① 施策5－1 地域福祉推進体制の構築

令和3年度の進捗状況をみると、全5事業中で評価「A」の割合が40%、評価「B」の割合が60%となっています。

| 事業 | 主体 | A | B | C |
|---|------|---|---|---|
| (1) 地域課題を積極的に発見・対応していくアウトリーチ型の新しい取組の推進 | | | | |
| ①民生委員・児童委員への支援 (困っている人、事例を発見するための支援) | 市、社協 | | ○ | |
| ②地域福祉コーディネーターの設置 | 市、社協 | ○ | | |
| (2) 地域課題を解決するための連携体制の整備 | | | | |
| ①地域毎に地域課題を検討・解決していくための体制を整備 | 市、社協 | | ○ | |
| ②庁内部局の連携 | 市 | | ○ | |
| (3) 計画の推進体制 | | | | |
| ①地域福祉推進委員会の設置 | 市 | ○ | | |

② 施策5－2 地域福祉活動の拠点・組織の充実

令和3年度の進捗状況をみると、全4事業中で評価「A」の割合が25%、評価「B」の割合が75%となっています。

| 事業 | 主体 | A | B | C |
|---|------|---|---|---|
| (1) 地域福祉の中核を担う拠点・組織の充実 | | | | |
| ①地域福祉活動拠点の整備 | | | | |
| 総合福祉センターの機能強化 | 市 | | ○ | |
| 各分野の中核組織の体制強化 ・地域包括支援センター ・子育て支援センター ・障がい者相談支援体制 | 市 | ○ | | |
| (2) 支部社協の活性化、公民館活動との連携強化 | | | | |
| ①支部社協の活動支援と連携強化 | 社協 | | ○ | |
| ②公民館活動と地域福祉活動の連携 | 市、社協 | | ○ | |

③ 施策 5－3 幅広い生活課題への公民協働の推進

令和3年度の進捗状況をみると、全10事業中で評価「A」の割合が20%、評価「B」の割合が80%となっています。

| 事 業 | 主 体 | A | B | C |
|-------------------------------------|-----|---|---|---|
| (1) 生活に困窮している人への自立支援 | | | | |
| ①自立相談支援 | 市 | | ○ | |
| ②就労支援 | 市 | | ○ | |
| ③計画的な支援 | 市 | | ○ | |
| ④学習支援 | 市 | | ○ | |
| ⑤住居確保給付金の支給 | 市 | | ○ | |
| ⑥資金貸付 | 社協 | | ○ | |
| (2) 必要な支援を受けていない人の早期把握と迅速な支援 | | | | |
| ①市民協働の自殺対策事業 | 市 | | ○ | |
| ②認知症初期集中支援チームの組織化 | 市 | ○ | | |
| (3) 地域資源の活用 | | | | |
| ①地域の団体などと連携した自立支援の推進 | | | | |
| 食糧援助 | 社協 | ○ | | |
| あんしんセーフティネット | 社協 | | ○ | |

|| 3 地域福祉に係る国や県の施策の動向

(1) 国の動向

① 地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律

(令和3年4月施行)

- 市町村においては、既存の相談支援等の取組を生かしつつ、地域住民の複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築が求められており、改正社会福祉法に基づき、新たに「重層的支援体制整備事業」※を創設

※①相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施することを想定

② 成年後見制度の利用の促進に関する法律

(平成28年4月公布・平成28年5月施行)

- 市町村は、政府が定めた利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めると共に、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとされている。また、制度の利用の促進に関して基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとされている。

(2) 埼玉県の動向

① 埼玉県地域福祉支援計画

(令和3年度～令和5年度（2021年度～2023年度）)

○基本理念：互いに支え合い、「誰一人取り残さない」地域を目指す埼玉づくり

○計画の位置付け

- ・社会福祉法第108条第1項に規定する「都道府県地域福祉支援計画」として、広域的な見地から市町村の地域福祉の推進を支援するものであり、県の総合計画である埼玉県5か年計画の分野別計画として位置付けられる。
- ・「埼玉県高齢者支援計画（埼玉県認知症施策推進計画）」、「埼玉県障害者支援計画」、「埼玉県子育て応援行動計画」、「埼玉県ケアラー支援計画」、「埼玉県再犯防止推進計画」など個別計画との連携・整合を図りながら、高齢者、障がい者、児童などの福祉の各分野における共通的な事項を横断的に記載した計画。さらに、市町村支援のガイドラインとしても位置付けられる。

○計画の基本方針

社会福祉法の改正内容や県の実情を踏まえ、次の方針で市町村の地域福祉の取組を支援

- (1) 地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の構築支援
- (2) SDGsの理念に基づく「誰一人取り残さない」地域の実現
- (3) 超高齢化・少子化など本県で顕著な傾向への対応

② 埼玉県ケアラー支援計画

(令和3年度～令和5年度（2021年度～2023年度）)

○基本理念：全てのケアラーが個人として尊重され、健康で文化的な生活を営むこと
ができる社会の実現

○計画の位置付け

- ・埼玉県ケアラー支援条例第9条に規定する「ケアラーの支援に関する推進計画」として策定。
- ・県の総合計画である「埼玉県5か年計画」の分野別計画として位置付けられる。「埼玉県地域福祉支援計画」、「埼玉県高齢者支援計画（埼玉県認知症施策推進計画）」、「埼玉県障害者支援計画」、「埼玉県子育て応援行動計画」など各個別計画との連携・整合を図りながら、高齢者、障がい者、児童などの福祉の各分野における共通的な事項を横断的に記載した計画。

○計画の目標

- ・行政におけるケアラー支援体制の構築
　県民に身近な市町村においてケアラーが気軽に相談できる体制の構築
　ワンストップ型総合相談窓口や複合課題を調整するチームの設置市町村数
- ・地域におけるケアラー支援体制の構築
　ケアラーが地域で孤立することがないよう、介護者サロンなどの場づくりと住民同士の助け合いや見守り体制づくりを進める。

4 今後の地域福祉の推進における課題

(1) 地域福祉に関する意識の向上

本市では、広報・啓発活動や、地域・学校における福祉教育を通じて、地域福祉に対する意識啓発を推進してきました。

現行計画の施策の進捗状況をみると、福祉の心を育む交流事業などが十分にできていない状況もあります。

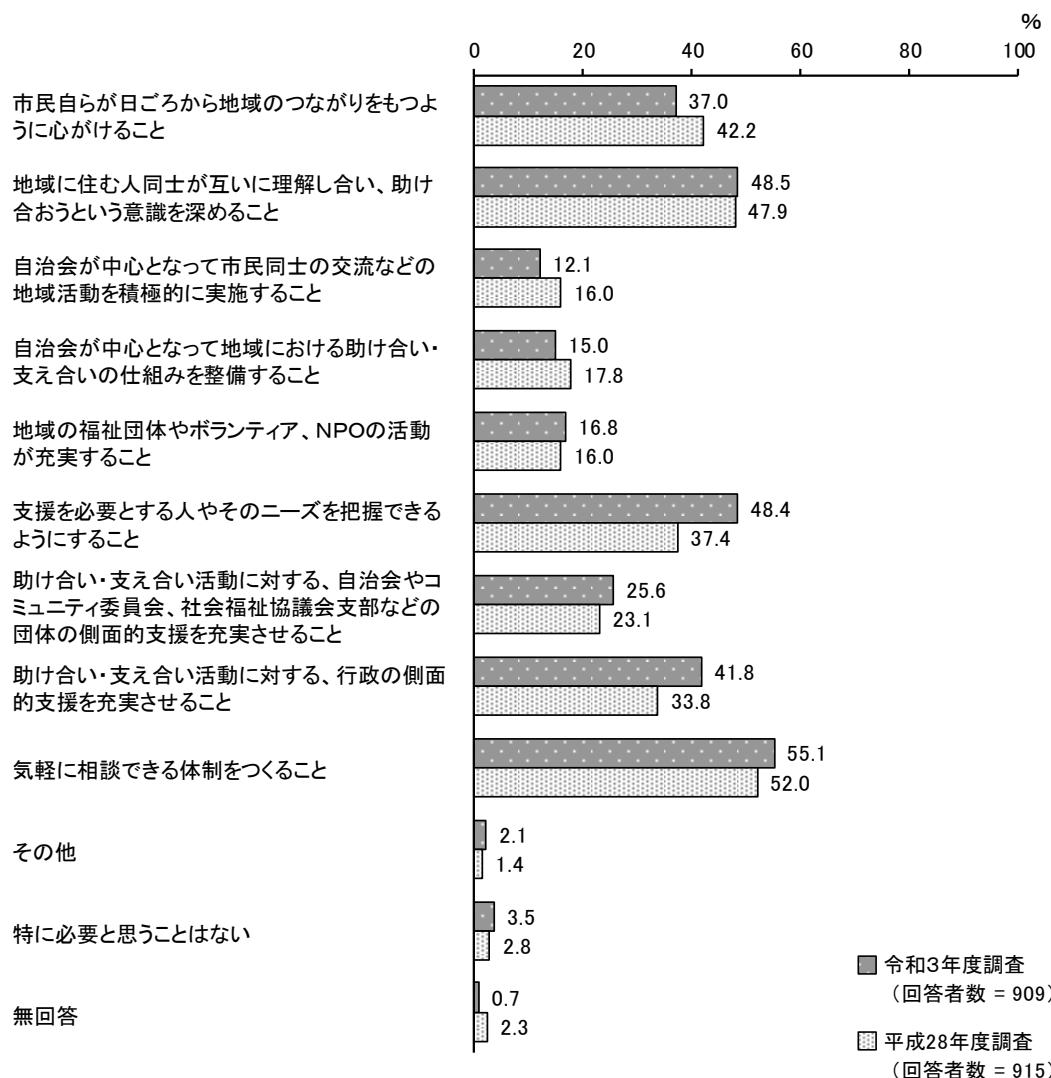
アンケート調査によると、地域で助け合い・支え合いの輪を広げていくために「地域に住む人同士が互いに理解し合い、助け合おうという意識を深めること」の必要性が挙がっています。また、ヒアリング調査においても、地域住民が「お互いに声をかけ合うこと」「つながりを広げていくこと」を常に心がけていくことの重要性が挙がっています。

そのため、すべての市民に福祉の心が広がることを目指すため、住民同士の交流を深め、地域住民による支え合い活動や隣近所の住民とのコミュニケーションを促進するため、今後も広報・啓発活動や、地域・学校における福祉教育を通じて、地域福祉に対する意識啓発を継続して行っていく必要があります。

また、ヒアリング調査によると、地域住民が集まれる場や交流できる場が必要であるという意見も挙がっています。

地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の構築において、地域において多様なつながりが育つことを支援することが求められており、地域での住民同士の交流を活性化させて、地域の住民同士のつながりを強いものにする必要があります。また、子どもから高齢者、障がいのある人などすべての人が親しく交流できる機会づくりを進めていく必要があります。

地域で助け合い・支え合いの輪を広げていくために必要なこと



(2) 地域福祉の多様な担い手の確保・活躍についての課題

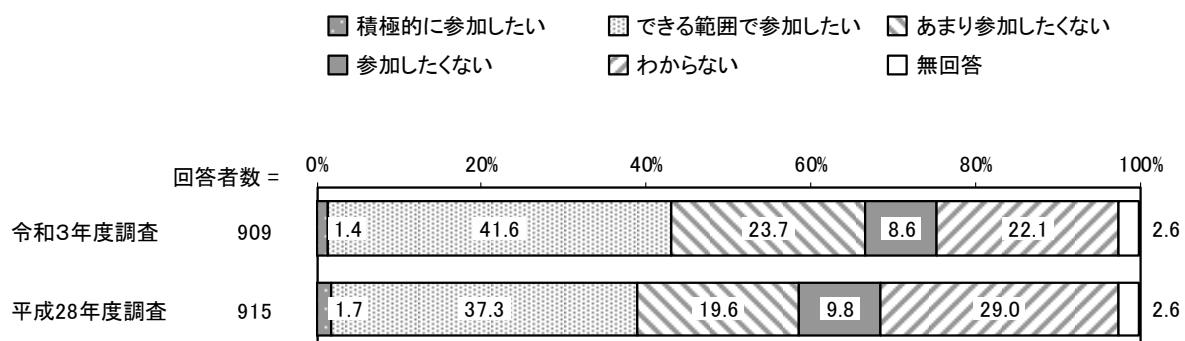
本市では、地域福祉の基盤として、少子高齢化の中で深刻化する担い手問題の解決を目指すため、意欲的な市民や企業を掘り起こす新しい担い手育成策を実施すると共に、多様な担い手が地域で活躍する機会の充実を図ってきました。

現行計画の施策の進捗状況をみると、幅広い地域福祉の担い手を育成するための講座を開催し、ボランティアの育成などを図っていくことが課題となっています。

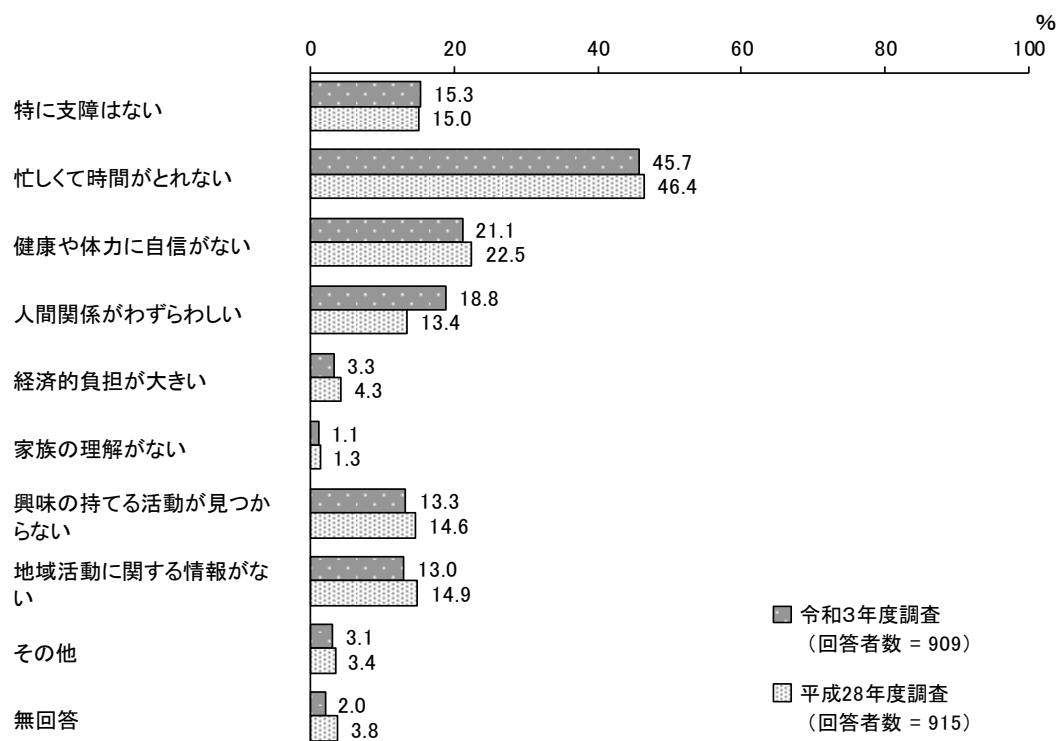
アンケート調査によると、地域で支え合う活動への参加意向のある人は4割以上となっています。一方、活動の参加へ支障となる点は、忙しくて時間がとれないことが約5割となっています。また、地域活動団体の担い手不足、担い手研修に参加しやすい内容、活動の必要性の広報が必要であるという意見もあります。

地域福祉を推進するために、地域の担い手となるような学びの機会を増やし、各活動のさらなる広がりや新たな活動メニューの提供を行うと共に、住民の自発性に基づき、その意欲・能力や状況に応じて主体的な関わりを促進する取組が必要です。また、はじめてでも気軽に取り組めるような活動機会の提供など、地域活動のきっかけづくりが必要です。

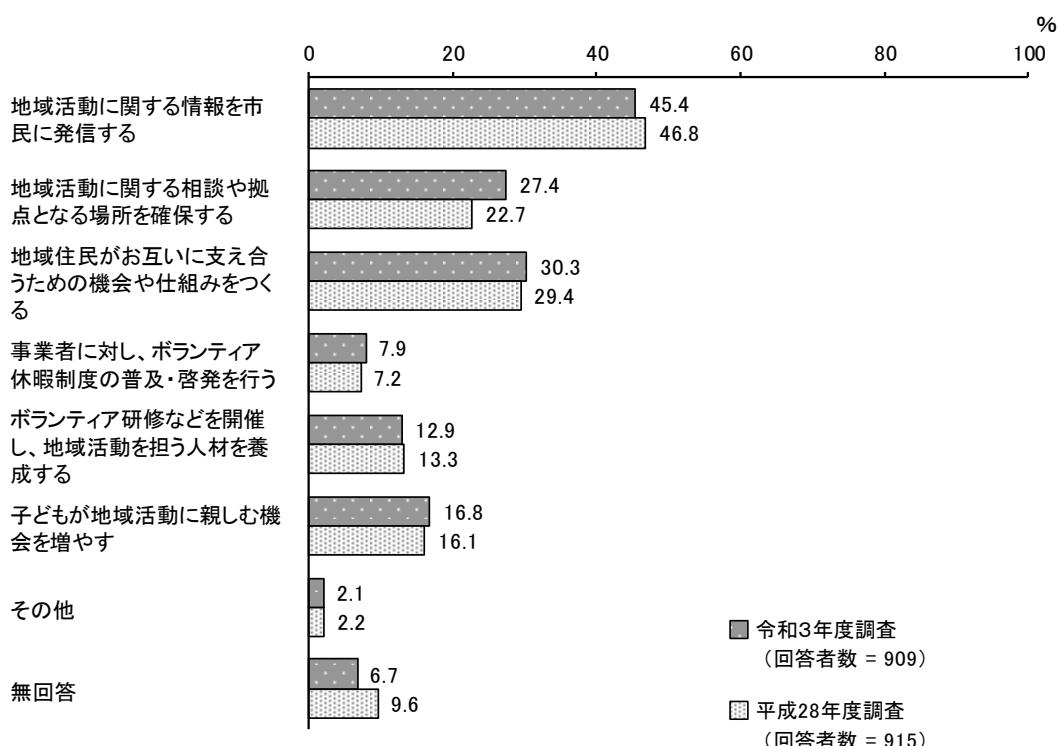
地域で支え合う活動への参加意向



地域活動に参加する上で、支障になること



地域で共に助け合う活動（共助）の輪を広げていくために必要な支援



(3) 多様な主体の連携による地域福祉の推進についての課題

本市では、市民や地域の主体的な活動を支援する仕組みの構築と各主体が一体となる取組を促進し、地域福祉に参加することに喜びを感じられる地域社会を構築してきました。

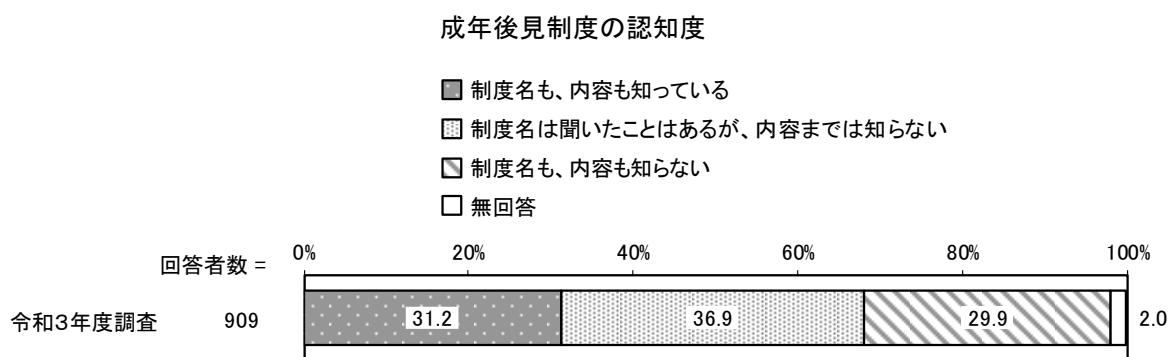
アンケート調査によると、地域で助け合い・支え合いの輪を広げていくために「気軽に相談できる体制をつくること」の割合が55.1%と最も高くなっています。

支援が必要な人が身近なところで相談ができるように、情報提供の充実や様々な相談機関の周知、円滑に専門的な相談機関へつながる仕組みづくりが必要です。したがって、関連機関の連携のさらなる強化が必要です。

また、成年後見制度の認知度は3割程度にとどまっており、認知症高齢者の増加や障がいのある人の家族の高齢化が進む中、成年後見制度の利用促進や、権利擁護をより一層充実していく必要があります。

さらに、今後も高齢化が一層進み、それに伴い支援を必要とする人の増加が見込まれるなか、ダブルケア、ヤングケアラー、8050問題など複雑化・複合化する困難事例に重層的に対応していくことが求められます。

社会福祉法の改正により地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備等が掲げられたこと、本市の総合振興計画においても地域福祉の推進に向けた相談体制の充実が位置付けられていることからも、地域福祉を推進していく上で、様々な相談機関の周知や、円滑に専門的な相談機関・支援機関へつながる仕組みづくりが求められます。



(4) 安心して暮らせる地域づくりについての課題

本市では、市民一人ひとりが安心と安全を感じる地域づくりを目指すため、支援を必要とする人を支える環境づくり、暮らしを支えるサービスの充実を図ります。

アンケート調査によると、「生活困窮者自立支援制度」や相談機関の認知度は1割程度と低くなっています。

支援が必要な人の中には既存のサービスや行政の仕組みでは解決できない問題を抱える人も増えてきています。成年後見制度や日常生活自立支援事業の推進のもと、福祉サービス利用者の権利擁護をより一層充実していくことが求められます。

また、地震や台風などの自然災害の発生による被害拡大が懸念されるなかで、誰もが安全に安心して暮らせる地域づくりが重要です。

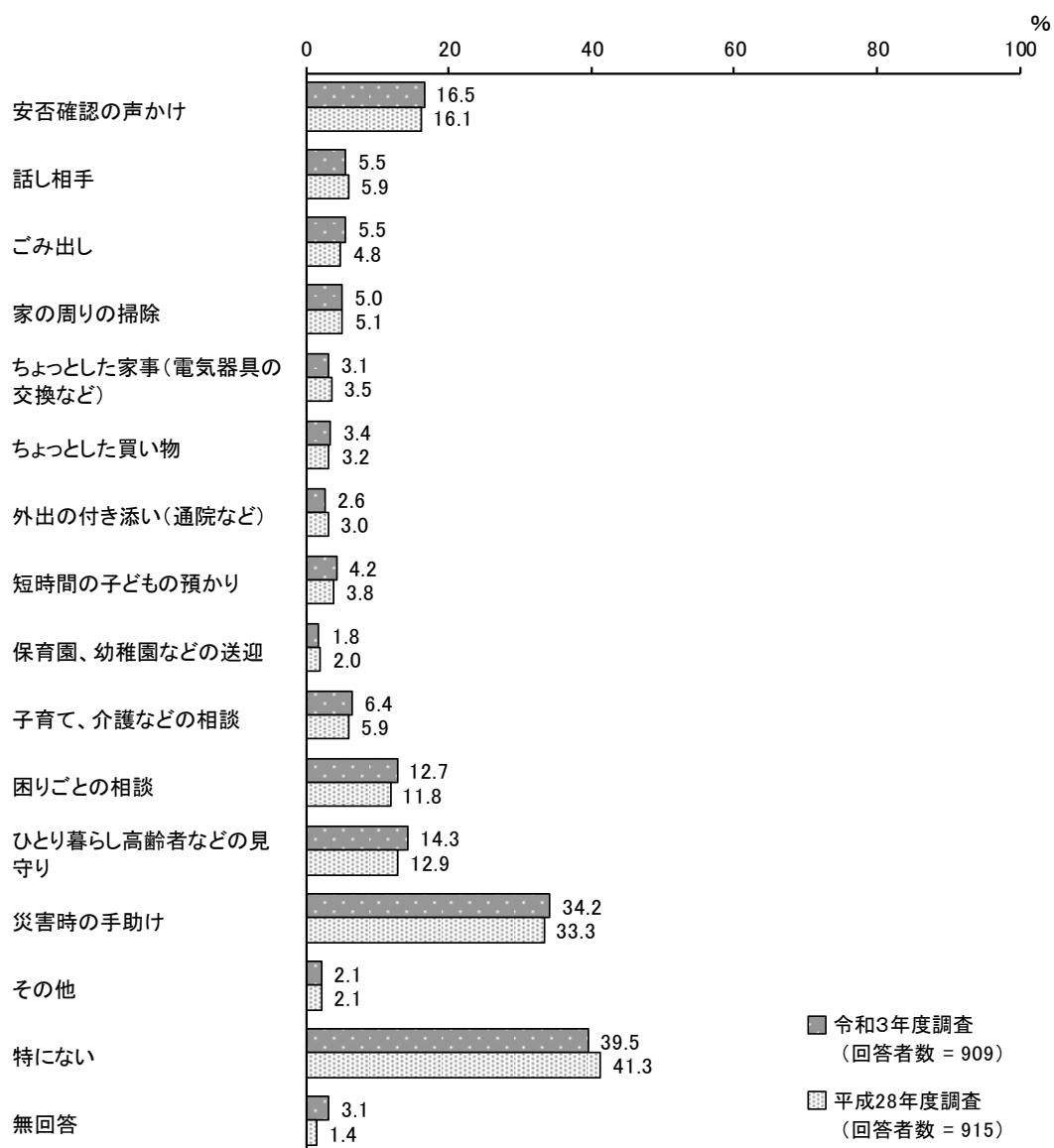
アンケート調査によると、ふだんの暮らしで困っている時に地域で支援してほしいこととして「災害時の手助け」の割合が34.2%となっています。また、自治会を中心に、避難先や避難方法などの周知の必要性が挙がっています。

防災訓練など、地域での防災活動を周知すると共に、高齢者や障がいのある人、若者など、地域で暮らすより多くの地域住民の参加を促進し、安心して生活のできる地域づくりが必要であると共に、災害発生時や避難所などの支援体制の充実が必要です。

さらに、地域で安心して暮らすためには、必要なサービスについて情報を知っている、もしくは情報を取得する方法を知っているなど、地域住民が様々な情報とつながっていることが大切です。

今後も、支援を必要とする人が必要なサービスを受けられるように、広報紙やホームページなど多様な媒体や機会を通じた福祉制度・サービス内容の情報提供や公的手続きの充実を図る必要があります。

ふだんの暮らしで困っている時にしてもらいたいこと



(5) 公民協働による地域福祉の推進についての課題

本市では、地域福祉の推進母体となる公民協働による体制強化を目指すため、市と社協の緊密な連携と多様な主体のネットワーク化を進め、様々な課題に迅速に対応できる連携体制の構築を図っています。

現行計画の施策の進捗状況をみると、「地域毎に地域課題を検討・解決していくための体制を整備」「庁内部局の連携」が求められています。

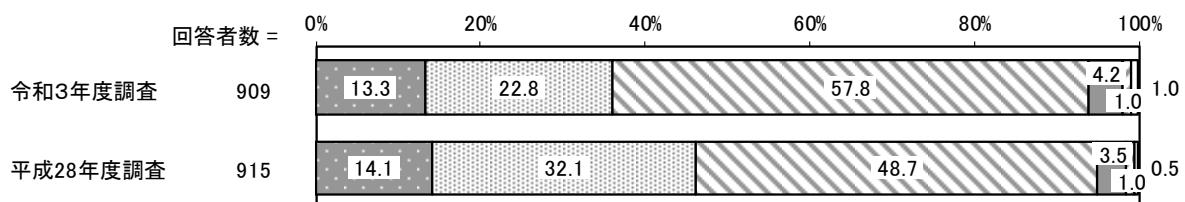
アンケート調査によると、地域で共に助け合う活動が、より一層進んでいくためには、市民と行政が協力し合い、共に取り組むべきであるという意見が多くなっています。また、庁内連携の推進、公民協働による体制強化などが求められています。

困難を抱えた方が、適切に相談につながらずに孤立化してしまうケースや、相談先がわからずに状態が深刻化してしまうケースなどもあり、問題が発見された場合に適切な相談先につなげる仕組みや、より円滑で包括的な支援体制の整備が求められます。

そのため、地域福祉活動の拠点となる市や社協、多様な主体の更なる連携体制の強化、組織の充実化を図っていく必要があります。

地域で共に助け合う活動が、より一層進んでいくため

- 人にできるだけ頼らず、自分でできることは自分でやるべきである
- 地域の人が互いに協力し、住みやすい地域にしていくべきである
- 市民と行政が協力し合い、ともに取り組むべきである
- 行政が面倒を見るべきである
- その他
- 無回答





地域福祉の基本方針

第3章

1 地域福祉の理念

【 基本理念 】

育てよう地域の力・
ともに創ろう誰もが暮らしやすいまち 北本

～ 育てよう地域の力 ～

これまで育まれてきた「地域の力」を活かし育て続けると共に、これから の時代に相応しい地域の力のあり方を協議しながら、市民全員でそれぞれの 地域の力を育てていく必要があります。

この地域の力を育てるにあたって、市や社協は様々な支援と新たな仕組み を構築します。

～ ともに創ろう誰もが暮らしやすいまち 北本 ～

誰もが暮らしやすい北本市を創るためにには、地域の力を育むことはもちろ ん、市・社協・関係団体がそれぞれの責任を果たすことが必要となります。

「ともに」には市民同士とともに公私の協働を、「創ろう」には既存の枠組みにとらわれない新たな実践を「創造する」という意味を付与しました。

また、「誰もが」には様々な生活課題を持った市民を包括的に支援する意味 を込めました。

本市では、福祉の心の浸透、担い手の確保、地域活動の活性化、「安心・安全」に 向けた地域福祉の推進、関係団体などの多くの主体の連携強化などの重要な課題、市 のまちづくりにおける自治基本条例や総合振興計画の考え方、社会福祉法に規定され る地域福祉のあり方を踏まえ、基本理念を「育てよう地域の力・ともに創ろう誰もが暮らしやすいまち 北本」と設定し、地域福祉計画の推進を図ってきました。

社会福祉法や総合振興計画及び各種個別計画等における市の方針などを踏まえ、誰もが暮らしやすいまちを目指して、地域住民の支え合い、助け合いのもと、市民同士 と共に行政・地域の協働を推進することにより、今後も継続して進めていくことが重 要と考え、現計画の基本理念である「育てよう地域の力・ともに創ろう誰もが暮らしやすいまち 北本」を本計画においても継承していくこととします。

2 基本目標

今後の5年間の方向性として、5つの基本目標を定めます。

基本目標1 すべての世代に福祉の心を広げる意識づくり

地域福祉推進の根幹として、すべての市民に福祉の心（みんなの幸せを願う心）が広がることを目指すため、すべての世代が福祉を学ぶ機会の充実、市民同士がふれ合う機会の創出、市民への適切な情報の発信を通じて、市民一人ひとりに福祉の心を広げる意識づくりを図ります。

基本目標2 地域の福祉を支える担い手づくり

地域福祉の基盤として、少子高齢化の中で深刻化する担い手問題の解決を目指すため、意欲的な市民や参加意向のある企業など新しい担い手を掘り起こし、地域福祉を支える担い手の育成・確保に努めると共に、様々な活動のさらなる広がりにより活動者が活躍できる場の充実を図ります。

基本目標3 支援につなぐ仕組みづくり

支援が必要な人が身近なところで相談ができるように、情報提供の充実を図ると共に、だれもが気軽に相談でき、必要な支援に結びつける「断らない相談支援」に取り組み、円滑に専門的な相談機関へつながる仕組みづくりを構築します。また、成年後見制度の利用促進や、権利擁護をより一層充実させます。

基本目標4 一人ひとりの安心と安全を守る地域づくり

地域福祉の最大のテーマである、市民一人ひとりが安心と安全を感じる地域づくりを目指すため、防災、防犯対策など、市民が地域で安心して、安全に暮らせるよう地域づくりを構築します。

基本目標5 公民協働による地域福祉を推進する体制づくり

市と社協の緊密な連携と多様な主体のネットワーク化を進め、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施すると共に、地域組織や専門組織が重層的に連携できるよう、地域福祉の中核を担う拠点・組織の充実を図ります。

3 SDGsとの関連性

持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）とは、平成27年9月の国際サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」における、令和12年までの国際社会共通の目標です。

SDGsは、持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するための17のゴールと169のターゲットで構成されています。

すべての関係者が、「誰一人取り残さない」ために、経済・社会・環境などの広範な課題に、同時解決的に取り組むことを目指しています。

SDGsのゴールには、「貧困をなくそう」「すべての人に健康と福祉を」「住み続けられるまちづくりを」など、地域福祉計画で目指す「誰一人取り残さない地域共生社会」の実現のための施策と、関連の深い目標が多くあります。

持続可能な開発目標（SDGs）

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



4 施策体系

[基本理念]

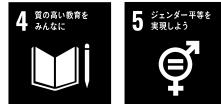
[基本目標]

[施策]

育てよう地域の力・ともに創ろう誰もが暮らしやすいまち 北本

1 すべての世代に
福祉の心を広げる
意識づくり

(1) 福祉の心を育む学習機会の充実



(2) 市民同士のふれ合う機会の拡充



(3) 市民への情報発信の充実



2 地域の福祉を支
える担い手づくり

(1) 幅広い地域福祉の担い手の育成
・確保



(2) 担い手が活躍する機会の充実



3 支援につなぐ仕
組みづくり

(1) 包括的な相談支援体制の充実



(2) 暮らしを支えるサービス・活動
の充実



(3) 配慮が必要な人への支援の充実



(4) 成年後見制度の利用促進
(成年後見制度利用促進基本計画)



4 一人ひとりの安
心と安全を守る
地域づくり

(1) 支援を必要とする人を見守る
活動の推進



(2) 安全な暮らしを守る地域環境
の形成



5 公民協働による
地域福祉を推進
する体制づくり

(1) 重層的な地域福祉ネットワーク
の構築
(重層的支援体制整備事業実施計画)



(2) 地域福祉活動の拠点・組織の
充実





施策の展開

【基本目標1】すべての世代に福祉の心を広げる意識づくり

施策1－1 福祉の心を育む学習機会の充実

地域での支え合い、助け合いの意識を育むため、子どもの頃からの福祉学習や体験活動を充実します。

また、あらゆる年齢層の人が地域福祉について学び、見守りや手助けなどが活発になるような機運が醸成されるよう、様々な関係機関の取組の支援及び連携により地域福祉に関する意識啓発や福祉教育を充実します。

【取組】

① 学校教育、家庭教育、公民館活動を通じた福祉意識の向上

| 事業名 | 内容 | 主体 |
|------------------|--|----|
| 福祉教育 | <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアや福祉に係る体験教育活動 ・心のバリアフリーを進める教育 ・障がいへの理解を深める教育 | 市 |
| 家庭教育支援 | <ul style="list-style-type: none"> ・入学前児童の保護者を対象とした子育て講座などの開催 ・保護者への効果的な家庭教育の方策検討 | 市 |
| 青少年健全育成研修事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・小・中学校入学前児童生徒の保護者を対象とした子育て講座、幼稚園の保護者を対象とした家庭教育学級を実施 | 市 |
| 認知症サポーター養成講座 | <ul style="list-style-type: none"> ・認知症の理解を深める講座の実施 | 市 |
| 市民大学きたもと学苑（キタガク） | <ul style="list-style-type: none"> ・地域組織で勉強する機会を設けるため、キタガク講座を実施 (開講実績) <ul style="list-style-type: none"> ・介護講座 ・親子体操講座 ・健康ウォーキング講座 | 市 |
| 社会人権教育推進事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・公民館、小・中学校PTAなどで人権教育を実施 | 市 |
| 大学公開講座開催事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・専門性の高い講座の提供 | 市 |
| 各種サポーターの養成 | <ul style="list-style-type: none"> ・健康長寿サポーターの養成 ・介護予防事業の運営スタッフとして、地域住民の参加促進 | 市 |

② 学校や地域の福祉教育への支援

| 事業名 | 内容 | 主体 |
|-------------|--|---------|
| 福祉の心を育む交流事業 | ・学校と施設の寄付寄贈や交流活動を推進 ・児童・生徒に対する福祉意識の醸成と、施設などの社会貢献活動を推進 | 社会福祉協議会 |
| 福祉協力校設置 | ・市内全校を福祉協力校として指定し、各学校に補助金を交付 ・社会福祉への理解と関心を高めるため、地域に根ざした活動の実践に取り組む | 社会福祉協議会 |

市民に協力してもらいたいこと

- 地域福祉に関する講座などの「学びの場」に積極的に参加し、支え合いの意識を育みましょう。
- 地域の一員として、日頃から地域にどんな課題があり、身近でどんな人が困っているのかなど関心を持ちましょう。

地域に協力してもらいたいこと

- 福祉啓発イベントなどの開催を通じて、地域住民の地域福祉についての意識醸成につなげます。
- 福祉教育の実施により、子どもから大人まで福祉のこころを育みます。
- 福祉への関わりを考えることにつながる世代間交流を促進します。

【活動目標】

| 項目 | 主体 | 現状 | 目標 |
|-----------------|---------|-----------------|-----------------|
| キタガク講座の開催数（年間） | 市 | 178回 (令和3年度) | 250回 (令和9年度) |
| 福祉の心を育む交流事業の実施校 | 社会福祉協議会 | 1校 (令和3年度) | 12校 (令和9年度) |

施策 1－2 市民同士のふれ合う機会の拡充

地域福祉活動へのきっかけとして、サロンなどの交流の「場」への参加を促進します。

また、障がい者や高齢者など、だれもが生きがいをもって生活できるよう、人との関わりあいや趣味などをきっかけとした社会参加がしやすい環境をつくります。

【取組】

① 同世代や多世代の交流を図る事業の推進

| 事業名 | 内容 | 主体 |
|-------------------|--|---------|
| 多世代活動と交流の推進 | <ul style="list-style-type: none">・高齢者サロン、子育てサロン、障がい者サロンの多世代参加を推進・子ども食堂、学習支援など子育て世帯の支援活動に関わる担い手として、シニア世代の個人や団体をマッチングするなど、多様な関わりの機会を創出 | 社会福祉協議会 |
| 高齢者の通いの場 | <ul style="list-style-type: none">・地域において高齢者が交流できる多様な通いの場の立ち上げ・通いの場での介護予防の普及啓発に資する介護予防教室の開催等 | 市 |
| 健康増進センター事業 | <ul style="list-style-type: none">・健康増進センターでの体操教室、講習会などを通じて高齢者同士の交流を推進 | 市 |
| 地域子育て支援拠点における交流事業 | <ul style="list-style-type: none">・児童館・子育て支援センター | 市 |
| 老人クラブ活動での多世代交流 | <ul style="list-style-type: none">・老人クラブと子ども達との交流推進 | 市 |
| 学校活動 | <ul style="list-style-type: none">・地域活動室事業 児童と地域住民の交流活動・学校応援団 地域住民による学習活動支援、学校環境整備などを通じての交流活動 | 市 |
| 公共施設事業 | <ul style="list-style-type: none">・児童館及び地域子育て支援センターでの交流事業の実施 | 市 |

② 地域主体や民間主体の活動への支援

| 事業名 | 内容 | 主体 |
|---|---|--------------|
| きたもと福祉まつりの開催 | ・福祉への理解を深めるため、市民や各種団体、企業などと協働し、イベントを実施 | 社会福祉協議会 |
| 支部社協活動 | ・高齢者、障がい者、子育て中の親子など、身近な地域における交流の場づくりを支援 ・学校・福祉施設など、訪問活動による交流行事を支援 ・支援が必要な世帯に対する見守り活動を推進 | 社会福祉協議会 |
| 公募型補助金 | ・N P O 法人、市民公益活動団体などの実施する公益的取組、社会貢献活動に対する一部補助 | 市 |
| 市民公益活動への支援 | ・情報交換会の実施 ・パネル展示などの開催 | 市 |
| サロン活動への支援 ・高齢者サロン ・子育てサロン ・障がい者サロン | ・サロン立上げのサポート、助成金による運営支援 ・情報交換会、研修会、地域活動に資する専門職派遣などの運営支援の実施 | 市 社会福祉協議会 |

市民に協力してもらいたいこと

- 地域で開催されるお祭りや地域行事に参加し、世代間の交流をしましょう。
- 交流を広げることで、地域の見守りや支援につながる関係を構築しましょう。
- 地域で過ごす時間を設けるよう工夫しましょう。

地域に協力してもらいたいこと

- 行政と連携したイベントを開催します。
- 障がい者や高齢者などへの理解を進め、多世代の人が気軽に参加できる場を支援します。
- 趣味を通じて、地域のつながりや絆のきっかけづくりをします。

【 活動目標 】

| 項目 | 主体 | 現状 | 目標 |
|---------------|---------|--------------------|--------------------|
| 高齢者の通いの場開催箇所数 | 市 | 62 箇所 (令和 3 年度) | 68 箇所 (令和 9 年度) |
| サロン活動への支援 | 社会福祉協議会 | 50 箇所 (令和 3 年度) | 55 箇所 (令和 9 年度) |

施策 1－3 市民への情報発信の充実

様々な地域福祉活動の情報、地域のイベント、気軽に相談できる場所、福祉サービスの内容など、生活環境や福祉に関する情報が市民に届くよう、効果的、かつ、多様なルートからの情報発信の充実を図ります。

【取組】

① 効果的な情報発信の実施

| 事業名 | 内容 | 主体 |
|----------------|---|---------|
| 福祉・地域情報の発信 | <ul style="list-style-type: none">・広報きたもと等を通じた地域福祉に関する様々な情報の周知・分野毎の情報提供の継続・スマートフォンなどの情報端末機器の活用も含め、効果的な情報発信方法を検討 | 市 |
| 地域福祉活動に関する情報発信 | <ul style="list-style-type: none">・社協だより「やさしい手」の発行・支部社協だよりの発行・ボランティアセンターだより発行・社会資源の紹介・周知・SNS、ホームページの活用・アウトリーチによる情報発信 | 社会福祉協議会 |

② 地域資源を活かした情報発信の充実

| 事業名 | 内容 | 主体 |
|--------------------|---|--------------|
| 地域資源を活かした情報の発信 | <ul style="list-style-type: none">・民生委員・児童委員、関係団体、サービス事業所、医療機関などからの情報提供（多様なルートからの情報発信）・市民リポーターの活用（地域行事などを市民が取材し、作成した記事をブログ、市ホームページ、広報紙に掲載） | 市 社会福祉協議会 |
| 地域行事やイベントを通じた情報の発信 | <ul style="list-style-type: none">・多くの市民が参加する地域行事やイベントにおける福祉情報の発信・ボランティア活動の「気づき」を促す情報発信 | 市 社会福祉協議会 |
| 街頭活動 | <ul style="list-style-type: none">・民生委員活動、人権擁護委員活動や自殺予防キャンペーン等各種街頭活動を通じた情報発信 | 市 |

市民に協力してもらいたいこと

- 市民活動やボランティア活動に積極的に参加しましょう。
- 積極的に福祉に関する情報を取得し、活用しましょう。
- メールやSNS、インターネットを使った情報に親しみ、仲間との交流にも活用しましょう。

地域に協力してもらいたいこと

- スマートフォンなどの情報端末機器の活用も含め、効果的な情報発信方法を検討します。
- 民生委員・児童委員、関係団体、サービス事業所、医療機関などからの情報提供をします。
- 多くの市民が参加する地域行事やイベントにおける福祉情報の発信をします。
- 地域の活動や交流の場の情報を発信します。

【活動目標】

| 項目 | 主体 | 現状 | 目標 |
|-----------------|---------|-----------------|-------------------|
| 社会福祉協議会のSNS登録者数 | 社会福祉協議会 | 580人 (令和3年度) | 1,000人 (令和9年度) |

|| 基本目標2 地域の福祉を支える担い手づくり

施策2－1 幅広い地域福祉の担い手の育成・確保

地域の担い手を増やすため、各活動のさらなる広がりや新たな活動メニューの提供を行います。

また、ボランティア活動に関する情報発信や支援を行うと共に、支援を必要とする人と支援する人のニーズをコーディネートする機能の強化や団体間のネットワークづくりのための交流機会や講習など、活動の活性化につながるよう支援します。

複雑化・複合化する福祉課題に対応するため、専門的人材を育成すると共に、潜在している人材を掘り起こしていきます。

【取組】

① 地域の福祉活動を支える担い手になるきっかけづくりと育成

| 事業名 | 内容 | 主体 |
|----------------------|---|---------|
| 地域ニーズに即した担い手養成講座 | ・地域ニーズに即した住民主体の支え合い活動の創出を目的とした担い手養成講座の実施（通院、ごみ出し・買い物、草取り、掃除など） | 社会福祉協議会 |
| 専門性、趣味、特技を活かせる担い手講座 | ・資格、知識、経験、得意分野を活かせる講座を開催し、担い手の確保（手話、朗読、調理、運転、庭木の手入れ、コーヒー、住宅改修、防災など） | 社会福祉協議会 |
| サロン立上げ講座 | ・サロン活動に興味がある個人・団体に、サロンの意義や活動内容の紹介を行い、活動へつながる講座の開催（高齢者の交流の場、子ども食堂などの立上げ） | 社会福祉協議会 |
| サロン担当者研修 | ・サロンの世話を集めてレクリエーション研修などの勉強会の実施 ・サロン関係者と定期的に情報交換会を行い、やる気の維持と活動離れの防止 | 社会福祉協議会 |
| 支え合い活動講座（在宅福祉サービス事業） | ・「家事援助サービス」「ちょこっと困りごとサービス」「移動援助サービス」など、生活支援サービスの担い手養成講座の開催 | 社会福祉協議会 |
| 夏のボランティア体験講座 | ・夏休み期間に小・中・高校生を中心としたボランティア体験や講座の開催 ・NPO、企業、関係機関など、多様な主体と連携したプログラムの開催 | 社会福祉協議会 |
| 小・中・高校での福祉体験 | ・学校において車椅子体験や高齢者疑似体験、点字、手話講座などの実施 ・担い手の活躍の場として、支部社協、ボランティア団体などと連携した体験の推進 | 社会福祉協議会 |

| 事業名 | 内容 | 主体 |
|-------------|--|---------|
| ボランティア参加の推進 | <ul style="list-style-type: none"> 子ども食堂やフードドライブのお手伝いなど、一時的なボランティア活動に携われる取組の推進 福祉まつりや募金活動などのイベント開催に合わせたボランティアの募集 | 社会福祉協議会 |

② 専門的な人材の確保

| 事業名 | 内容 | 主体 |
|-------------------|---|----|
| 保健・医療・福祉分野専門職養成支援 | <ul style="list-style-type: none"> 准看護学校への補助金交付 看護師や保健師などの市内実習受け入れ支援 准看護学校生の進学支援 | 市 |
| 介護人材の確保 | <ul style="list-style-type: none"> 就職相談会の開催支援 就職相談会の周知 | 市 |

市民に協力してもらいたいこと

- 市民活動やボランティア活動に積極的に参加しましょう。
- 福祉学習の機会に積極的に参加しましょう。
- 地域の一員として、日頃から地域にどんな課題があり、身近でどんな人が困っているのかなど関心を持ちましょう。

地域に協力してもらいたいこと

- 地域に住む誰もが福祉の担い手であり受け手となる地域福祉という考え方方が身近に感じられるような、地域に密着した福祉活動を展開します。
- 学校、地域において気づきや福祉への関わりを考えることにつながる福祉教育を推進します。
- ボランティア活動に関する情報を周知します。

【活動目標】

| 項目 | 主体 | 現状 | 目標 |
|--------------|---------|-----------------|-----------------|
| 生活支援サービス担い手数 | 社会福祉協議会 | 176人 (令和3年度) | 200人 (令和9年度) |

施策2－2 担い手が活躍する機会の充実

市民の多彩な才能を地域福祉活動に活かせる環境づくりを進めるため、多くの分野と連携し、市民が地域で活躍する機会の充実と、ボランティア活動の活性化を図ります。

【取組】

① 多様な分野における活動機会の充実

| 事業名 | 内容 | 主体 |
|--------------------------|--|----|
| 学校活動 | ・地域住民による学校での活動機会 学校応援団 放課後子ども教室 学力向上推進事業（学習支援スタッフ） 地域活動室事業 | 市 |
| 障がいのある人が活動できる機会の支援 | ・関係団体と連携し、障がい者自身の活動機会の拡充支援（芸術文化やスポーツ活動、手話講座の講師、ピアカウンセリングなど） | 市 |
| 介護予防・日常生活支援総合事業（高齢者介護予防） | ・介護予防事業の運営スタッフとして、地域住民の参加促進 | 市 |
| シルバー人材センタ－支援事業 | ・高齢者の技能を活かした地域貢献機会の提供 | 市 |

② ボランティア活動の活性化

| 事業名 | 内容 | 主体 |
|-----------------|--|---------|
| ボランティアセンター機能の充実 | ・ボランティア活動に関する相談、登録、マッチング、広報啓発、各種の取組の充実 ・多様なボランティアニーズに対応するため、担い手の確保 ・福祉分野のみならず、環境保全・自然保護など多様な分野への視野拡張 | 社会福祉協議会 |
| ボランティア情報発信 | ・ボランティアセンターだよりを発行し、ボランティア関係者や市民に対してボランティア活動の普及・啓発の実施 ・社協だよりやHP、SNSを活用して、より多くの市民にボランティア活動の周知 | 社会福祉協議会 |
| ボランティア登録 | ・個人・団体・災害ボランティア登録を推進し、ボランティアセンターの機能の向上を目指す ・ボランティア講座、担い手講座の参加者などを登録に結び付ける ・ボランティアニーズに即した、ボランティア団体の新規登録を目指す | 社会福祉協議会 |

| 事業名 | 内容 | 主体 |
|--------------|---|---------|
| ボランティアとの連携 | <ul style="list-style-type: none"> 登録団体・個人との情報交換会の開催、ボランティア連絡会と協働した取組の推進 小・中学校・高校と連携し福祉の醸成を行うと共に、シニアの活躍の場としてボランティア活動を取り入れる 民間企業など、多様な地域資源を活用したボランティア活動を推進する | 社会福祉協議会 |
| ボランティア団体活動支援 | <ul style="list-style-type: none"> ボランティアニーズに即したボランティア団体立上げ支援の実施 助成金による運営支援の実施 市内行事への参加をマッチングして、運営資金調達と活動の安定化を推進 情報交換会、研修会の実施、地域活動に資する専門職派遣などの運営支援を実施 | 社会福祉協議会 |

市民に協力してもらいたいこと

- 高齢者や障がいのある人、子育て世帯、外国人など、異なる立場について理解を深めましょう。
- 他人を理解し、いたわる気持ちを持ちましょう。

地域に協力してもらいたいこと

- 心のバリアフリーについて地域住民の理解を深めます。
- 様々な立場の地域住民が参加できる場や機会を設けます。

【活動目標】

| 項目 | 主体 | 現状 | 目標 |
|----------------------------|---------|------------------|-----------------|
| 地域活動団体に参加したことがあると回答した市民の割合 | 市 | 69.7% (令和3年度) | 80% (令和9年度) |
| 地域で支え合う活動への市民の参加意向の割合 | 市 | 43.0% (令和3年度) | 50% (令和9年度) |
| ボランティア登録者数 | 社会福祉協議会 | 221人 (令和3年度) | 250人 (令和9年度) |

【基本目標3 支援につなぐ仕組みづくり】

施策3－1 包括的な相談支援体制の充実

ケアラー、ヤングケアラー、ひきこもりなど複合的な課題を抱えた人は、既存の相談支援機関だけでの対応に限界があり、制度の狭間にいる人や社会的に孤立している人のために、相談支援機関・地域・行政が一体となった包括的な相談支援体制を構築することが重要となっています。

地域共生社会の理念に基づき、どのような相談内容であっても受け止めて適切な支援へとつなぐ、包括的な相談支援体制づくりを目指す取組を推進します。

また、ケアラー、ヤングケアラーなどの問題が顕在化する中で、多様化するケースやニーズに対応する体制の強化を進めます。

【取組】

① 市民ニーズの把握と関係機関との連携強化

| 事業名 | 内容 | 主体 |
|------------------|--|----|
| アウトリーチ機能の拡充 | ・支援が必要であるにも関わらず届いていない人に対し、訪問支援などにより積極的に働きかけて情報・支援の周知・実施 | 市 |
| 多機関協働事業の実施 | ・複合化した相談者の課題解決に向けて支援関係機関が連携し、課題解決に向けた支援の推進 | 市 |
| 高齢者等見守りネットワーク事業 | ・協力者の事業活動や地域の日常生活の中で高齢者などの異変が見受けられた場合に、市や地域包括支援センターへ連絡してもらい、支援につなげる活動の推進 | 市 |
| 民生委員・児童委員のネットワーク | ・日常的な活動を通じて、緊急時に支援を必要とする人の情報を把握・共有し、支援につなげる活動の推進 | 市 |

② 包括的な相談支援体制の構築

| 事業名 | 内容 | 主体 |
|-------------|--|----|
| 福祉総合相談窓口の充実 | ・様々な福祉の困りごとや不安について、相談支援員が丁寧に相談を受け、解決に向けて支援する福祉総合相談窓口の機能の充実 | 市 |

③ ケアラー、ヤングケアラーへの支援の充実

| 事業名 | 内容 | 主体 |
|--------------------|---|----|
| ケアラー、ヤングケアラーに関する広報 | ・広報などを活用し、ケアラー、ヤングケアラーの方などに必要な支援の情報が分かりやすく伝わるような情報発信の実施 | 市 |
| 支援体制の連携強化 | ・制度の狭間や複合的な課題に対し、関連する部署や関係機関が協力して支援にあたれるような連携体制の強化 | 市 |
| 職員への研修 | ・制度の狭間や複合的な課題に関する研修を通じた職員の相談支援スキルの向上 | 市 |

市民に協力してもらいたいこと

- 周囲に気になる人や出来事があったら、さりげなく見守ると共に、市役所や関係機関に連絡しましょう。

地域に協力してもらいたいこと

- 専門的な相談が受けられる体制を整備し、あわせて相談機関の周知を行います。
- 事業所などにおいては、それぞれの分野で、分野を超えた相談対応ができるよう、専門的な相談員の質の向上に努めます。
- 住民同士がお互いに気づきあう関係づくりを支援します。

【活動目標】

| 項目 | 主体 | 現状 | 目標 |
|---------------------------------|----|----|----------------|
| 日常生活上のあるゆる困りごとを相談する場所や人がいる市民の割合 | 市 | - | 90% (令和9年度) |

施策3－2 暮らしを支えるサービス・活動の充実

福祉による支援を必要とする人が、適切な福祉サービスを選択・利用できるように、利用者ニーズの把握に努め、きめ細やかなサービスを促進します。

また、事業者や医療機関、学校など関係機関の連携による個別ニーズに応じた生活支援サービス・活動の充実を図ります。

【取組】

① 利用者本位のサービス・事業が提供される環境づくり

| 事業名 | 内容 | 主体 |
|--|---|----|
| サービス事業者の育成・参入促進 | <ul style="list-style-type: none">市内で少ないサービス及び事業提供に向けた、市内を中心としたサービス事業者への働きかけの実施サービスの質を高めるための支援 | 市 |
| 医療環境の充実と連携強化 | <ul style="list-style-type: none">病診連携、地域医療の推進医療と介護の連携など、期待される医療環境に向けた関係機関との連携強化 | 市 |
| 各分野の中核組織の体制強化 (地域包括支援センター、子育て支援センター、障がい者相談支援体制) | <ul style="list-style-type: none">各組織の機能向上(専門支援機能、拠点機能、マネジメント機能、情報発信機能など) | 市 |

② ニーズに応じた生活支援サービス・活動の推進

| 事業名 | 内容 | 主体 |
|--------------------------|--|---------|
| 社会福祉法人による地域福祉活動(地域貢献)の推進 | <ul style="list-style-type: none">公益的な取組の推進 緊急時に支援を必要とする人の避難所設営 地域住民向け在宅介護勉強会の開催 地域住民との交流会 中学生による職場体験 小学生との図書交換事業 | 市 |
| | <ul style="list-style-type: none">社会福祉法人による地域貢献活動を推進 移動支援活動 福祉避難所として施設の活用(協定締結) 地域の居場所としての施設活用など 学校との交流事業など市内の社会福祉法人ネットワークの構築 | 社会福祉協議会 |
| 交通システムの充実 | <ul style="list-style-type: none">デマンドバスの運行 | 市 |

市民に協力してもらいたいこと

- 自分にあった福祉サービスを選択し、自分らしく暮らしましょう。
- 福祉サービスを必要とする人がいれば、サービス事業所や市などへの連絡をしましょう。
- 福祉サービスの担い手として地域における福祉活動を行いましょう。

地域に協力してもらいたいこと

- 地域で行える住民参加サービスなどの担い手を増やします。
- NPO法人などは、専門研修を行うなど、スタッフの資質の向上に努めます。

【活動目標】

| 項目 | 主体 | 現状 | 目標 |
|------------|----|--------------------------------|--|
| 地域ケア会議開催回数 | 市 | 地域ケア会議 年間 10 回 (令和 3 年度) | 地域ケア会議 年間 10 回 地域ケア推進会議 年間 2 回 (令和 9 年度) |

施策3－3 配慮が必要な人への支援の充実

制度の狭間にいる人だけでなく、高齢者、障がい者、子どもなど、地域で生活の不安を感じている人の課題は複合的で複雑なものとなっているため、誰もが安心して地域で暮らせるよう、支援が必要な人に対し、それぞれの状況に応じて適切な支援が行き届くよう、地域で支え合うことができる環境の整備を進めます。

また、子どもの権利条例の趣旨を踏まえて、子どもを始め、すべての市民一人ひとりの尊厳が保たれ、その人らしく生きられるよう、虐待防止対策の充実を図ります。

【取組】

① 生活に困窮している人への自立支援

| 事業名 | 内容 | 主体 |
|-----------------------|---|---------|
| 就労支援 | <ul style="list-style-type: none">・就労支援員の配置・ハローワークとの連携による支援・ひとり親家庭への支援 職業訓練促進給付金支給 教育訓練支援給付金支給 | 市 |
| 計画的な支援 | <ul style="list-style-type: none">・個別自立支援プランの作成 福祉資金貸付 食糧援助（フードバンク） あんしんセーフティネットなどの活用 | 市 |
| 学習支援 | <ul style="list-style-type: none">・子どものための無料塾開催 | 市 |
| 住居確保給付金の支給 | <ul style="list-style-type: none">・有期（3.6.9ヶ月）の家賃相当額の支給 (対象は、当面の住居に困っている市民) | 市 |
| 貸付事業 (生活福祉資金・福祉資金) | <ul style="list-style-type: none">・低所得者世帯などに対して、低利または無利子での資金の貸付と必要な援助指導の実施・世帯の安定した生活を確保することを目的に、県社協、福祉事務所などと連携し、生活福祉資金貸付に伴う相談支援の実施・地域の担当民生委員と連携し、生活を維持するための応急的な資金の貸付支援の実施 | 社会福祉協議会 |

② 必要な支援を受けていない人の早期把握と迅速な支援

| 事業名 | 内容 | 主体 |
|------------------|--|----|
| 市民協働の自殺対策事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・第2期自殺対策推進計画の策定 ・自殺予防ゲートキーパー養成研修 ・自殺予防街頭キャンペーン ・ホームページ上などによるメンタルヘルスチェックシステム ・自殺予防のための講演会の開催 ・子ども、若者、高齢者などの自殺予防に向けた関係機関と連携強化 | 市 |
| 認知症初期集中支援チームの組織化 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センター、民生委員・児童委員から地域住民情報を収集 ・対象者宅を訪問し、医療・介護支援につながっていない人をサービスに結び付ける活動の実施 | 市 |

③ 地域資源の活用

| 事業名 | 内容 | 主体 |
|-------------------------------|--|---------|
| あんしんセーフティネット (社会福祉法人の貢献活動) | <ul style="list-style-type: none"> ・市内社会福祉法人と連携し、生活困窮世帯に対して訪問相談を実施 ・適用できる制度がないか検討し、どの制度も適用できない場合や緊急を要する場合は、経済的援助を実施 | 社会福祉協議会 |
| フードドライブ | <ul style="list-style-type: none"> ・家庭で使いきれない未使用の食品を受付 ・必要に応じてイベント式のフードドライブ活動を実施 ・学生服、体操着、カバンなどの受入れを実施 ・NPO、ボランティア団体、関係機関などと連携したフードドライブ活動を推進 ・活動を通じて食品ロス改善活動の普及・啓発を実施 | 社会福祉協議会 |
| フードバンク | <ul style="list-style-type: none"> ・フードバンク埼玉の北本拠点として、食料品の受入れを行い保管・管理の実施 ・県内外のフードバンク活動団体や食品関連企業などと連携し活動の推進 ・学校、民生委員、関係機関などと連携し学生服、体操着、カバンなどの制服バンク活動の実施 | 社会福祉協議会 |
| フードパントリー | <ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮世帯を対象に定期的に食料配布を実施 ・自立相談支援機関と連携し、世帯の状況に応じた食糧支援を実施 ・子育て世帯の経済的負担の軽減として、学生服、体操着、カバンなど譲渡会を開催 | 社会福祉協議会 |

④ 虐待、差別などの解消による明るい地域社会の創造

| 事業名 | 内容 | 主体 |
|-----------|--|----|
| 虐待防止対策の推進 | <ul style="list-style-type: none"> 虐待防止に向けた相談支援の充実 虐待防止に係る中核組織の強化 【参考】主な中核組織 　　ケース会議 　　要保護児童対策地域協議会 　　自立支援協議会 家庭内、学校、施設、職場などでの暴力やハラスメントの防止 | 市 |
| 差別解消対策の推進 | <ul style="list-style-type: none"> あらゆる機会を通じた、障がい、病気、国籍、出自などによる差別の解消 【参考】主な中核組織 　　人権推進審議会 　　北本市人権擁護委員会 　　障害者差別解消支援地域協議会 | 市 |

市民に協力してもらいたいこと

- 地域で支援を必要としている人への声かけ、見守りを行いましょう。
- 支援を必要としている人がいれば、市の窓口へ連絡しましょう。
- 虐待などの疑いがある問題に気づいたら、専門機関に連絡しましょう。
- 人権に対する理解を深めましょう。

地域に協力してもらいたいこと

- 困ったときに相談できる機関などを共有し、必要に応じて案内します。
- 困っている場合は訪問し、話を聞き、専門機関などにつなぎます。
- 民生委員・児童委員、地域住民などが連携して、適切な見守りや通報などにより地域の虐待防止、早期発見に努めます。

【活動目標】

| 項目 | 主体 | 現状 | 目標 |
|------------------|---------|----------------|----------------|
| 福祉サービス利用援助事業契約者数 | 社会福祉協議会 | 33人 (令和3年度) | 35人 (令和9年度) |
| 個別自立支援プランの作成件数 | 市 | 29件 (令和3年度) | 30件 (令和9年度) |

施策3－4 成年後見制度の利用促進（成年後見制度利用促進基本計画）

（1）計画策定の趣旨

本市では、高齢化率が32.0%と3人に1人は65歳以上の高齢者であり、これからも増加することが見込まれています。それに伴い、認知症高齢者が増加し、金銭管理や施設入所の契約などが困難なケースの発生や、知的・精神障がいのある人を支える親の高齢化による「親亡き後問題」も懸念されます。

成年後見制度は、これらの認知症高齢者や知的・精神障がいのある人など、判断能力が不十分であるために意思決定が困難な人について、成年後見人等が本人の意思や尊厳を尊重した上で、本人の権利を守り実現することを支援することで自分らしい生活を継続するための制度です。今後、必要性がさらに高まることも踏まえ、ノーマライゼーション（意思決定が困難な人が他の人と同様に人権を尊重されること）と自己決定権の尊重（意思決定が困難な人の意思が尊重され適切な支援が行われること）の理念に沿い、高齢者や知的・精神障がいのある人が住み慣れた地域で安心して生活できるよう社会全体で支え合う共生社会の実現を目指し、成年後見制度に関する取組を推進するために計画を策定します。

（2）計画の位置付け

国は、成年後見制度の利用の促進を図ることを目的に、平成28年5月、成年後見制度の利用の促進に関する法律（以下、「促進法」という。）を施行し、市区町村においても、国が定める成年後見制度利用促進基本計画を勘案し、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるものとされました。

本市では、本項目を促進法第14条第1項に基づく成年後見制度の利用促進に係る基本計画として位置づけます。

（3）本計画における目的

認知症・知的障がい・精神障がいなどにより判断能力が十分でない人が成年後見制度を円滑に利用できるよう支援を行い、権利を尊重し擁護することにより、地域で安心して生活できる社会の実現を推進することを目的とします。

(4) 基本的な考え方

判断能力が不十分な状態におかれている人は人権侵害に遭いやすく、自ら必要な介護・福祉サービスを適切に選択・決定することも難しい状況にあり、当然に保障されるべき地域社会での生活の継続が困難になる事態も生じています。

判断能力が十分でなく、一人では意思決定が困難になった住民が引き続き地域社会で生活し続けられるよう、地域の実情に応じた権利擁護支援・成年後見制度利用促進機能の強化に向けて、成年後見制度の運用と、その実現に向けた進捗管理・コーディネート等を行います。

成年後見制度を必要な人が利用できるよう、本市においては、利用者に寄り添った制度の運用を実現するために、以下の仕組みを構築します。

- ・地域連携ネットワーク：権利擁護支援の必要な人を発見し、適切に必要な支援につなげる地域連携の仕組み
- ・中核機関：成年後見制度に関して、権利擁護支援の地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関
- ・協議会：法律及び福祉の専門職団体並びに関係機関が連携体制を強化し、自発的に協力する体制づくりを進める合議体

(5) 取組の方策

【取組】

① 利用者に寄り添った制度の運用

| 事業名 | 内容 | 主体 |
|---------------------------|--|----|
| 成年後見制度利用支援事業 | ・市長による成年後見の申立て ・申立て費用及び後見人への報酬費用の助成 | 市 |
| 日常生活自立支援事業等関連制度からのスムーズな移行 | ・各種の福祉制度の利用者に対する、中核機関及び関係機関が連携したアセスメントの実施 ・制度活用に向けての支援の実施 | 市 |

② 地域連携ネットワークづくりと担い手育成

| 事業名 | 内容 | 主体 |
|--------------------------------|---|----|
| 地域連携ネットワークの構築 | ・地域住民等と共に行政、司法、民間等が一 体的に連携・協力し支援を行う支援シス テムの構築 | 市 |
| 総合相談支援 | ・権利擁護全般にわたる相談対応（一次相 談） ・適切な制度や他機関の紹介 | 市 |
| 権利擁護支援の方針 についての検討・専 門的判断 | ・各関係機関からの相談対応（二次相談） ・相談内容の精査（後見等ニーズの精査） ・必要な権利擁護に関する支援が図られる体 制にかかる調整 | 市 |
| 専門職団体などとの 連携 | ・弁護士会、司法書士会、社会福祉士会、そ の他地域連携ネットワークに必要な専門職 及び関係団体との連携 | 市 |
| 家庭裁判所との連携 | ・家庭裁判所との連携体制の整備 ・申立てや候補者選任についてのイメージの 共有と連携方法の調整 | 市 |
| ケース検討会の運営 | ・権利擁護支援の方針の検討、本人にふさわ しい制度の利用に向けた検討、モニタリン グ・バックアップの検討の各段階における ケースの検討 | 市 |

③ 制度の周知・啓発及び安心して利用できる環境整備

| 事業名 | 内容 | 主体 |
|----------------------|---------------|--------------|
| 市民及び関係機関等 への制度の周知 | ・権利擁護に関する情報発信 | 市 社会福祉協議会 |

市民に協力してもらいたいこと

- 権利擁護や成年後見制度について自ら学びましょう。
- 支援が必要な人を早期発見し、支援につなげましょう。

地域に協力してもらいたいこと

- 成年後見制度を周知します。
- 認知症高齢者など、判断能力の低下に伴う支援が必要な人を早期に発見します。

【活動目標】

| 項目 | 主体 | 現状 | 目標 |
|------------------|----|------------------|------------------|
| 成年後見制度を知っている人の割合 | 市 | 31.2% (令和3年度) | 50.0% (令和9年度) |

|| 基本目標4 一人ひとりの安心と安全を守る地域づくり

施策4－1 支援を必要とする人を見守る活動の推進

災害時や緊急時においては、自助、共助による地域住民相互の支え合い・助け合いが重要であり、防災への意識を高めると共に、地域での自主防災体制の強化を図ります。

また、災害時における要援護者への対応を迅速に行うため、災害時要援護者・支援者台帳のより一層の整備を行うと共に、緊急時における支援体制の強化を図ります。

【取組】

① 緊急時に支援を必要とする人の把握方法

| 事業名 | 内容 | 主体 |
|---------------|--|----|
| 避難行動要支援者名簿の作成 | ・住民基本台帳などと連動したシステムを活用した避難行動要支援者名簿の作成・管理の実施 | 市 |
| 民生委員・児童委員活動 | ・日常的な活動を通じて、緊急時に支援を必要とする人の情報把握の促進 | 市 |
| 情報の更新 | ・新たな転入者などの名簿への登録 ・転居、死亡などによる名簿からの削除 | 市 |

② 緊急時に支援を必要とする人の情報共有

| 事業名 | 内容 | 主体 |
|------------------|---------------------------------|----|
| 避難行動要支援者名簿への同意促進 | ・緊急時に支援を必要とする人に対する働き掛けによる同意書の収集 | 市 |

③ 緊急時に支援を必要とする人の支援活動の推進

| 事業名 | 内容 | 主体 |
|--------------------|---|---------|
| 高齢者等見守りネットワーク事業 | ・協力者の事業活動や地域の日常生活の中で高齢者などの異変が見受けられた場合に、市や地域包括支援センターへ連絡してもらい、支援につなげる活動の実施 | 市 |
| 身近な地域でのニーズ把握と見守り活動 | ・自治会を単位とした地域懇談会・座談会を実施 ・身近な地域における社会資源、ニーズ、要支援者などのマップづくりを推進し情報の見える化の実施 ・小地域における見守り活動、助け合い活動の創出 | 社会福祉協議会 |
| 緊急時通報システム事業 | ・75歳以上の世帯において、疾患などにより常時注意を必要とする人を対象に、無線発信機及び緊急通報電話機を設置し、ボタンひとつで救急車の出動要請を可能とするシステム | 市 |

| 事業名 | 内容 | 主体 |
|-------------------|--|---------|
| 安心カード事業 (支部社協) | <ul style="list-style-type: none"> ・冷蔵庫に緊急連絡先などの情報を保管し、急な病気や事故などで救急車を呼ぶ場合などのために活用する緊急時の備えの取組の推進 ・高齢者、障がい者を対象に、支部社協の取組として、定期的な情報の更新と共に、簡易的な見守りを推進 | 社会福祉協議会 |
| 緊急時（災害時など）に備えた対策 | <ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者の避難方法などを定める個別計画の策定 ・福祉避難所の設置（協定締結）、運営方法の検討 | 市 |

市民に協力してもらいたいこと

- 地域の防災訓練や自主防災組織の活動に積極的に参加しましょう。
- 災害時に備え、非常時持出品や非常用備蓄品を準備しましょう。
- 災害時の連絡体制、避難方法、避難場所や避難所までの経路を確認しましょう。
- 災害時の避難の際には、隣近所に声をかけましょう。
- 災害時は、自力又は周囲と協力し、命を守ることを第一に行動しましょう。

地域に協力してもらいたいこと

- 災害時に備えて自主防災組織などが中心になり、防災訓練を実施します。
- 災害時における安否確認や避難誘導などが円滑に行えるよう、地域における支援体制を整備します。
- 地域で、災害時要援護者に対する支援体制について話し合います。
- 自主防災組織の結成・活動により、地域における防災・減災体制を構築します。
- 災害時に備えて、地区防災計画の策定に取り組みます。

【活動目標】

| 項目 | 主体 | 現状 | 目標 |
|-------------------------|---------|-----------------|-----------------|
| 身近な地域での見守りネットワークサービスの創設 | 社会福祉協議会 | 未実施 (令和3年度) | 8地域 (令和9年度) |
| 避難行動要支援者名簿への同意割合 | 市 | 36% (令和3年度末) | 50% (令和9年度末) |

施策4－2 安全な暮らしを守る地域環境の形成

高齢者や障がいのある人などが犯罪の被害にあわないよう、地域での見守り体制の強化や防犯情報の共有化を図り、地域・学校・家庭などの連携による地域ぐるみの防犯活動を推進します。

【取組】

① 地域の安全な暮らしを守る取組の推進

| 事業名 | 内容 | 主体 |
|-----------------------------|---|---------|
| 犯罪のない安心・安全な地域づくり事業 | ・防犯講話、警察などと連携したキャンペーク、防災行政無線や北本メールを活用した犯罪発生抑止対策を実施 | 市 |
| 青少年指導委員会巡回指導・連絡調整情報交換会議運営事業 | ・市内各地域の巡回指導を行う青少年指導委員会活動への支援を実施 ・活動内容の情報交換を行う連絡調整情報交換会議を開催し、連携を図る | 市 |
| 消費生活支援 | ・悪質な訪問販売、振り込め詐欺などの犯罪被害の未然防止に向けた啓発 ・相談窓口の周知 | 市 |
| ユニバーサルデザインの推進 | ・公共施設・設備のバリアフリー化 | 市 |
| 災害ボランティアセンター機能の充実 | ・市民を対象に災害ボランティアセンターの機能やボランティアの役割などを学び、円滑な運営を行うため災害ボランティアセンター立上げ訓練を実施 ・市民、行政、NPO、企業、関係機関など、多様な主体との協力体制を構築し、有事における災害ボランティアセンターの適正運営に備える ・災害時の運用に備えて資機材及び防災備蓄品の保有を推進 | 社会福祉協議会 |

市民に協力してもらいたいこと

- 日頃から防犯意識を高めましょう。
- 日頃親しく交際している近隣の付き合いを大切にしましょう。

地域に協力してもらいたいこと

- 地域での見回りなどにより犯罪を未然に防ぐ活動を行います。
- 子どもの通学時などにおける地域での見守り活動を広げます。

【活動目標】

| 項目 | 主体 | 現状 | 目標 |
|-----------------------------------|----|------------------|----------------|
| 「安心して暮らすことのできる地域を感じている」と回答した市民の割合 | 市 | 62.2% (令和3年度) | 80% (令和9年度) |

|| 基本目標 5 公民協働による地域福祉を推進する体制づくり

施策 5－1 重層的な地域福祉ネットワークの構築 (重層的支援体制整備事業実施計画)

(1) 基本方針

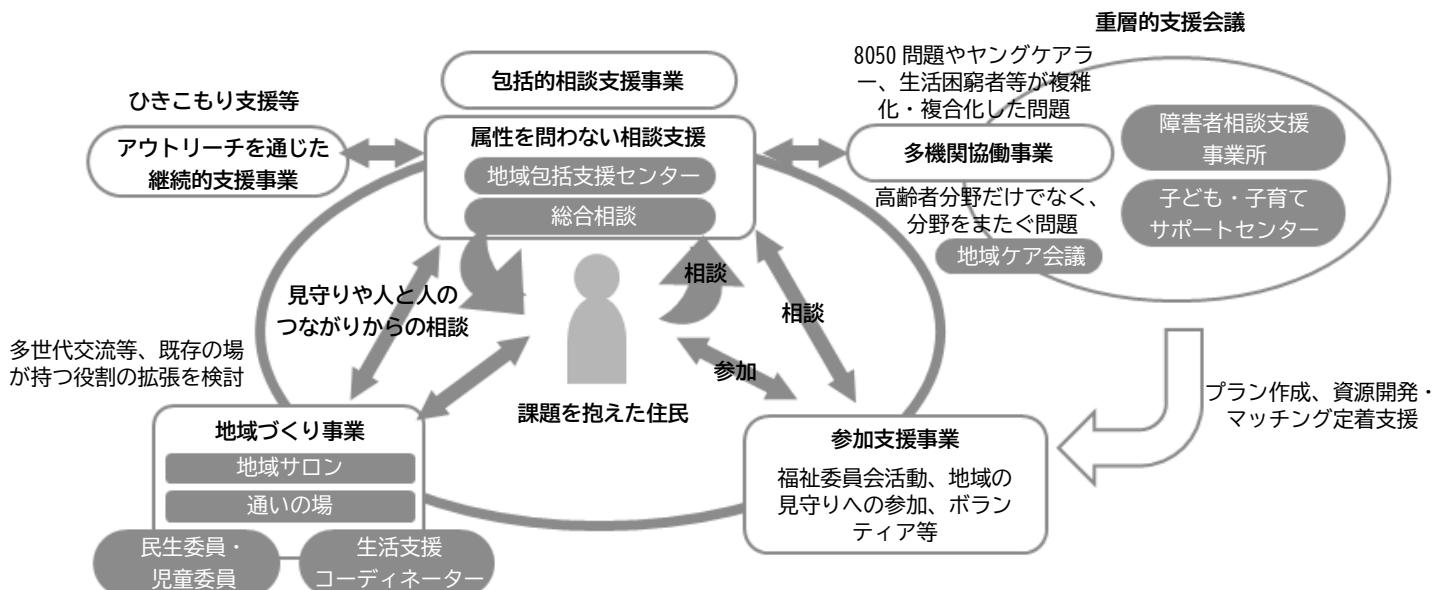
重層的支援体制整備事業は、高齢、障がい、子ども、生活困窮の分野を超えた多様な専門職と地域住民などとの協働による包括的な相談支援体制及び課題解決体制を構築することが目的です。

重層的支援体制整備事業の目指す地域における包括的支援体制の構築は、高齢期の地域包括ケアシステムをすべての世代に普遍化したものと言えます。地域住民が様々な分野の活動に参加する機会を確保して、制度の狭間や社会的孤立・排除という課題に対しても、分野を超えた関係機関と地域の関係者が話し合い、共通の目的を持ちながら課題を解決し、地域福祉の推進を図ります。

(2) 重層的支援体制整備事業において実施する取組

重層的支援体制整備事業では、制度の縦割りを解消し、相談支援体制を整備し、これまで分野ごとに実施していた、相談・地域づくり事業に、市全体で取り組むため、①「属性を問わない相談支援」、②「参加支援」、③「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を柱とし、これら3つの支援を一層効果的・円滑に実施するために、④多機関協働による支援、⑤アウトリーチ等を通じた継続的支援を新たな機能として強化し、①から⑤までの事業を一体的に実施することとしています。

〈事業の提供体制と一体的な連携体制のイメージ〉



① 属性を問わない相談支援

これまでの高齢者、障がい者、子ども、生活困窮者の相談支援体制を維持しつつ、複雑・複合化した事例に対応するため、どのような相談も断らない相談窓口を設置します。

各分野別の相談窓口では、相談者の属性に関わらず、まずは包括的に相談を受け止め、困りごとや悩み事を丁寧にお聞きし、課題を整理し、支援が必要な方に利用可能な福祉サービスなどの情報を提供するなど“断らない相談”支援に取り組みます。

また、受け止めた相談のうち、解決が難しい事例や他分野に係る事例は、支援会議・重層的支援会議で個別にケース検討をし、適切な相談窓口や各種支援機関と連携を図りながら支援を行います。

② 参加支援

参加支援は、ひきこもりの方などを対象に、継続的な見守り支援を通じて関係性を築く中で地域や社会との関わりに意欲が出てきた人に対し、本人やその世帯のニーズ、抱える課題などを丁寧に把握した上で、地域の社会資源やサービスをコーディネートし、マッチングを行い、就労や生産活動の機会、参加の場などを提供し、社会参加に向けた支援を行います。

狭間の個別ニーズが既存の社会参加に向けた事業では対応できない場合は、地域に働きかけ、新たな社会資源を開拓し、また、既存の社会資源に働きかけ、拡充を図り、本人やその世帯の支援ニーズや状態に合った支援メニューをつくっていきます。

さらに、マッチングした後に本人の状態や希望に沿った支援が実施できているかフォローアップなどを行い、本人やその世帯と社会とのつながりづくりに向けた支援を行っていきます。

③ 地域づくりに向けた支援

地域づくりに向けた支援では、地域資源を幅広く把握した上で、交流・参加・学びの機会を生み出す活動や人をコーディネートし、世代や属性を超えて住民同士が交流できる多様な場、居場所、地域活動が生まれやすい地域づくりを推進します。

また、地域のまちづくりに関わる方、民生委員・児童委員、健康福祉に関わる方、地域福祉に関わる方などで構成する会議により、表面化された地域の課題を広く地域住民が認識し共有する中で、より住みやすい地域にするために、不足している地域資源の開発を支援し、共助による地域づくりを推進していきます。

④ 多機関協働による支援

複数の分野にまたがる課題を抱える個人や世帯に対して、各支援関係機関における役割分担などのコーディネートを行います。

また、各支援関係機関等だけでは対応が困難なケースについては、地域ケア会議や重層的支援会議を開催し、支援プランの作成、評価及び適切性などについて協議を行います。

⑤ アウトリーチ等を通じた継続的支援

社会や人との関わりが困難な人、長期にわたりひきこもりの状態にあるなど、複雑化・複合化した支援ニーズを抱えながらも必要な支援が届いていない人に対しては、アウトリーチ等を通じての継続的な見守り支援を行います。

民生委員・児童委員協議会、地域福祉コーディネーター、地域住民などから挙げられた個別のケースや、調査などにより表面化したひきこもりの状態にある方への支援は、法で定められた支援会議でケース検討を行い、関係機関と連携をとりあって取り組んでいきます。

支援の届いていない人に支援を届けるために、支援関係機関や地域の関係者との連携を通じて情報収集をし、事前調整を行った上で家庭訪問を行い、まずは家族に寄り添い、時間をかけて本人との信頼関係を築き、必要な支援を届ける取組を進めていきます。

【取組】

① 重層的支援体制の整備

| 事業名 | 内容 | 主体 |
|-----------------|---|----|
| 包括的相談支援事業 | ・複雑・複合化した事例に対応するため、どのような相談も断らない相談窓口を設置 | 市 |
| 参加支援事業 | ・地域の社会資源やサービスをコーディネートし、マッチングを行い、社会参加に向けた支援の実施 | 市 |
| 地域づくり事業 | ・地域資源を幅広く把握し、交流・参加・学びの機会を生み出す活動や人をコーディネートし、地域活動が生まれやすい地域づくりの推進 | 市 |
| 多機関協働事業 | ・各支援関係機関における役割分担などのコーディネートを行うと共に、対応が困難なケースについては、地域ケア会議や重層的支援会議を開催し対応を協議 | 市 |
| アウトリーチ等を通じた継続事業 | ・必要な支援が届いていない人に対しては、アウトリーチ等を通じての継続的な見守り支援の実施 | 市 |

市民に協力してもらいたいこと

- 積極的に福祉情報を取得し、活用しましょう。
- 市のホームページ、パンフレットを小まめに確認しましょう。
- 身近な相談窓口などの情報を取得しましょう。
- 身近で困っている人を相談窓口へつなげましょう。
- 地域の各種相談窓口を周知すると共に、必要に応じて活用しましょう。

地域に協力してもらいたいこと

- 地域の人同士で、福祉制度やサービスに関する情報を共有します。
- 回覧板など地域に密着した情報伝達手段を活用し、地域福祉活動の情報を提供します。
- 地域住民に、様々な福祉情報、各種相談窓口を周知すると共に、利用を呼びかけます。
- 障がいのある人や高齢者に配慮した情報伝達を行います。

【活動目標】

| 項目 | 主体 | 現状 | 目標 |
|-------------|----|----|---------------|
| 重層的支援会議開催回数 | 市 | - | 6回 (令和9年度) |

施策 5－2 地域福祉活動の拠点・組織の充実

多岐にわたる生活課題に対し、地域組織と専門組織が重層的かつ効果的にそれぞれの役割を果たすための機能と連携の強化に向けて、地域福祉の中核を担う拠点・組織の充実、支部社協の活性化、公民館活動との連携強化を図ります。

【取組】

① 地域福祉の中核を担う拠点・組織の充実

| 事業名 | 内容 | 主体 |
|--|--|---------|
| 総合福祉センターの機能強化 | <ul style="list-style-type: none">・センターを拠点とした包括的な支援体制の構築・多世代交流事業の実施・福祉ニーズとして地域課題に対応するためのボランティア育成 | 市 |
| 各分野の中核組織の体制強化 (地域包括支援センター、子育て支援センター、障がい者相談支援体制) <再掲> | <ul style="list-style-type: none">・各組織の機能向上（専門支援機能、拠点機能、マネジメント機能、情報発信機能など） | 市 |
| 多機関・多職種による連携強化 | <ul style="list-style-type: none">・地域共生に向けた取組を行う福祉・医療の関係者、企業及びその考えに賛同する個人や団体を幅広く集めたネットワーク会議「きたもとごちやまぜの会」を開催・多様な主体による連携強化から、市民協働による地域づくりを推進 | 社会福祉協議会 |
| 地域活動の連携強化 | <ul style="list-style-type: none">・地域支え合い活動、子育て支援活動、ボランティア活動など、地域の様々な活動体の中核となり、定期的な交流会や会議を開催・地域が抱える課題を地域で解決できる仕組みを助長し、既存の地域活動の活用や地域ニーズに即した新たな活動の創出を推進 | 社会福祉協議会 |

② 支部社協の活性化、公民館活動との連携強化

| 事業名 | 内容 | 主体 |
|-----------------|--|--------------|
| 支部社協の活動支援と連携強化 | <ul style="list-style-type: none"> ・福祉委員・福祉活動員の手引きを活用した福祉活動の普及・啓発の実施 ・定期的に福祉委員研修・講演会を行い、支部活動の活性化を図る ・会員の増強、支部活動費の交付を行い各支部での福祉活動を支援する ・福祉委員による隣近所の日常的な見守り活動の推進を図る | 社会福祉協議会 |
| 公民館活動と地域福祉活動の連携 | <ul style="list-style-type: none"> ・公民館を拠点とする地域福祉活動展開 ・北本市コミュニティ協議会との連携強化 ・地域コミュニティ委員会との連携強化 | 市 社会福祉協議会 |
| コミュニティ協議会への支援 | <ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティ協議会運営に要する費用への補助金交付 | 市 |
| 地域コミュニティ委員会への支援 | <ul style="list-style-type: none"> ・各地域コミュニティ委員会への活動費支援 | 市 |

市民に協力してもらいたいこと

- 地域での仲間づくりや世代間交流・地域間交流の機会に可能な限り参加しましょう。
- 地域や行政が開催するイベントに積極的に参加しましょう。
- 地域で過ごす時間を設けるよう工夫しましょう。

地域に協力してもらいたいこと

- 世代や立場、地域を超えた交流の機会を積極的に作ります。
- 誰もが気軽に集える場、通いの場を作ります。
- 地域の人がどんな交流や場を求めているかを把握します。

【活動目標】

| 項目 | 主体 | 現状 | 目標 |
|-------------|---------|---------------|---------------|
| ごちゃまぜの会の開催数 | 社会福祉協議会 | 3回 (令和3年度) | 3回 (令和9年度) |



計画の推進

第 5 章

1 令和5年度から重点的に取り組む事業

本計画の着実な推進に向けて、次の事業を令和5年度から重点的に取り組む事業として位置付けます。

これらの事業は、庁内外会議、市民アンケート、地域ヒアリングなどから特に強く挙げられた課題であり、今後の地域福祉を牽引していく取組という観点から設定しています。

| 施策 | | 重点事業 |
|-----|--------------------|------------------|
| 2-1 | 幅広い地域福祉の担い手の育成・確保 | 地域ニーズに即した担い手養成講座 |
| 3-1 | 包括的な相談支援体制の充実 | 支援体制の連携強化 |
| 3-4 | 成年後見制度の利用促進 | 地域連携ネットワークの構築 |
| 4-1 | 支援を必要とする人を見守る活動の推進 | 避難行動要支援者名簿の作成 |
| 5-1 | 重層的な地域福祉ネットワークの構築 | 多機関協働事業 |

|| 2 主体性と協働による計画推進

(1) 市民、地域

市民一人ひとりが、福祉事業者や社会福祉に関する活動を行う者と協力・連携して、お互いに支え合う地域づくりが求められています。それは、福祉サービスを必要とする市民も含め、地域のあらゆる市民が役割を担い、支え合いながら、自分らしく“日常生活”を送ることのできる地域社会の実現を目指すものです。

これらのこと踏まえ、市民、地域、社協、市（県、国）、事業所、企業の連携により、本計画の理念である「育てよう地域の力・ともに創ろう誰もが暮らしやすいいま 北本」を実現していきます。

(2) 社会福祉協議会

地域福祉活動の中心的な団体として、本計画を着実に推進します。

地域福祉のコーディネーターとしての役割を担い、地域福祉活動への市民参加の促進、地域やボランティアの自主的・自発的な活動の支援、市民目線に立ったサービスの研究開発と事業実施を進めます。

(3) 市

社会福祉協議会との連携の下、本計画に掲げる施策を計画的に実施します。

福祉分野に限らず、保健・医療、生涯学習、防災、都市整備などの分野との連携を図ると共に、国、県、関係機関とのパイプ役となり、市民の暮らしを良くする地域福祉を推進します。

職員は常に市民目線に立ち、市民の信頼を得ながら、共に知恵を出し合い、“市民と協働で取り組む職員”の育成に努めます。

3 P D C A サイクルに基づく計画推進

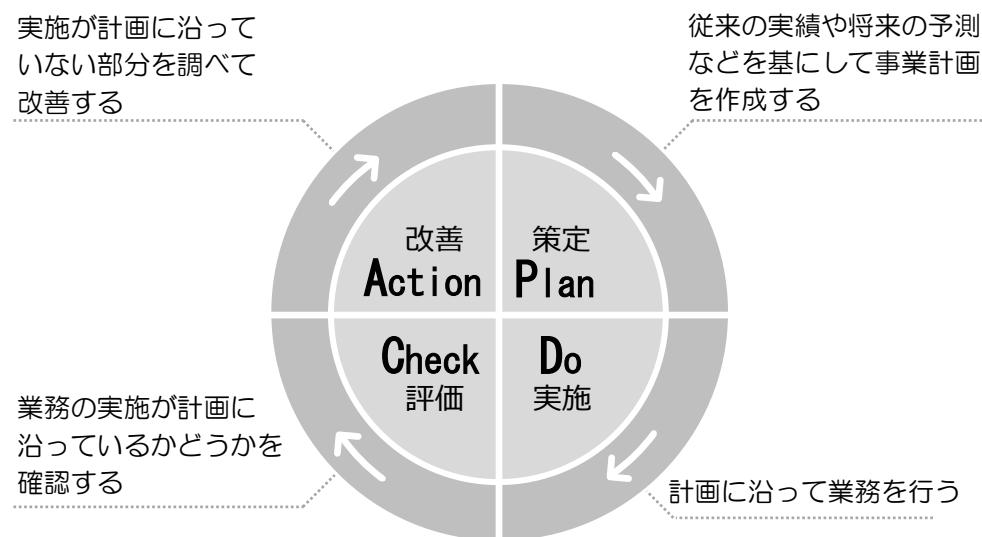
(1) 計画の普及・啓発活動

市の地域福祉の方針について、担い手となる市民、地域、事業者、関係団体の理解を得るため、市や社会福祉協議会の広報やホームページによる多様なPRと、あらゆる機会を通じ、本計画の周知を図ります。

(2) 北本市地域福祉推進委員会による進行管理

P D C A サイクルの考え方に基づく本計画の進行管理は、北本市地域福祉推進委員会を中心に進めます。

毎年度、市及び社会福祉協議会が、本計画に掲げた施策の進捗管理を行い、その結果を基に、北本市地域福祉推進委員会において進捗状況の評価と次年度以降の改善策を検討します。



(3) 市及び社会福祉協議会の推進体制

市及び社会福祉協議会は、連携して計画を推進すると共に、北本市地域福祉推進委員会の検討結果に基づき、社会情勢や国の動向なども勘案し、次年度の施策及び事業予定を検討し、実行します。



資料編

1 ヒアリングからの意見

(1) 地域の団体・組織が福祉活動を行う上で、困っていること・課題

- ・「自分は大丈夫」と行政や福祉活動に耳を傾けない方への対処方法。
- ・団地住戸内でひきこもったままの方で、連絡のとれない方へのアプローチや外出を促す方法。
- ・行事や活動のために仕事を休まなければならぬことが多いとあり、新規参加者に参加を勧められない。
- ・リーダーとなる人材がない。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、参加者を集めての活動が中止。
- ・担い手、参加者とも互助の思いが強いが、地域に出て来ない住民への支援が課題。
- ・活動していたサロンがコロナ禍で活動できなくなった。
- ・サロンの担い手が不足。
- ・他の団体との連携など気を配ることが多い。
- ・近所で騒音問題がある。
- ・超高齢化が進んでいる地域なので、何の活動においても消極的。
- ・後継者がいないのではなく、育成するための機会（教育や場所）の確保が必要。
- ・学校教育段階から後継者育成の機会を持ったり、進学の内申評価などへの反映をしないと人材増加につながらない。
- ・今後コロナが落ち着いたら参加者全員が戻ってくるか心配。
- ・1つの部署で取り組むのではなく各課が連携し、自治会を巻き込んで取り組むべき。
- ・団体運営の資金が不足しているため、場所の確保が難しい。
- ・移動が大変なので、福祉活動に伴う備品や道具類の置き場所を提供してほしい。
- ・会長、役員などにあまり関わりを持ちたくない人が多く、リーダーになる人がいない。
- ・定年延長、再雇用拡充などで自治会をはじめとした地域活動に対応できる人が見つからない。

(2) 地域における福祉活動団体や他機関との交流状況やつながり、連携・協力状況

- ・包括センターや民生委員、自治会などの協力状況は良好。
- ・URと暮らしの編集室では、関係構築が進み、今後の地域活性化などにも連携を進めたい。
- ・地域とのつながり、行事の交流があり、多機関との意見交換も実施。
- ・各自治会単位の老人クラブ、子ども会など、それぞれの自主活動単位の横のつながり、情報交換の場が不足。

- ・活動状況を発信・報告しているが、理解がうすい。つながることに努力して、協力することが大切。
- ・夏祭りなど、若い人や子ども達が楽しめる行事が欲しい。他の地区と合同で企画・運営・参加方法を検討。
- ・地区行事や隣接地区との交流が必要。
- ・自治会長、民生委員、社協の役員など経験しているため、地区行事などつながりがある。
- ・地域でサークルなどのつながりを持つ人もいるが、高齢化が進みそれも限られてくると思う。
- ・市での取組も理解できていないので、もう少し見える化に取り組んでほしい。
- ・お互いのリーダーが顔を合わせる場を作り、その場に役所の人が参加することで、段取りや話の内容が両方に見えてくる。
- ・地区の催しに対し参加する人は20%くらいであまり参加がない。
- ・同コミュニティ内の近隣自治会、関係機関とは連絡を取り合っている。

(3) 地域課題に取り組むための地域の担い手を増やすために必要なこと

- ・若い親世代など小学校、中学校の保護者会などに出向き参加者を募る。
- ・地元の企業などの協力や、地域の担い手講座を行い、担い手発掘に努める。
- ・自分の生活を優先して活動できる、柔軟性のある活動内容が必要。
- ・各自治会の福祉担当者が、夏祭り・体育祭・市民祭などの各行事の機会に参加し、顔を合わせる。
- ・担い手養成講座の開催。
- ・担い手研修に参加しやすい内容、活動の必要性の広報が必用。できることから取り組めるように、優しく発信することが大切。
- ・若い人に活動に参加し、意見を出して欲しい。
- ・若い人達が関心のある行事を企画し、研修を通じてつながりを広げる。
- ・子どもたちを巻き込んだ動きをしなければならない。
- ・学校教育の一環として、老人ホーム訪問や老人家庭への手伝いなど交流の場を増やすと良い。
- ・自治会の中にボランティア担当やお世話係など役職をつくるのも一つの手である。
- ・地域の中で福祉担当がいるが名前だけのような気がする。
- ・地域のリーダーの育成と同時に高齢者にも内容を理解してもらう必要。
- ・自然災害も考えられるので、どう対応していくか話し合いが必要。
- ・本部社協で行われる担い手講座は市役所としての顔が見えないので、地区の自治会などで冊子やチラシを回すなどして発信が必要。
- ・各地域の活動を情報として発信るべき。
- ・現役で勤めている人も対応できるように、自治会などリーダーに対する依頼業務の削減を考えるべき。

(4) その他、地域福祉の推進に必要かと思われる内容などについて

- ・「有償ボランティア」の増員。
- ・地域共生社会の創設に向けた情報交換会の実施。

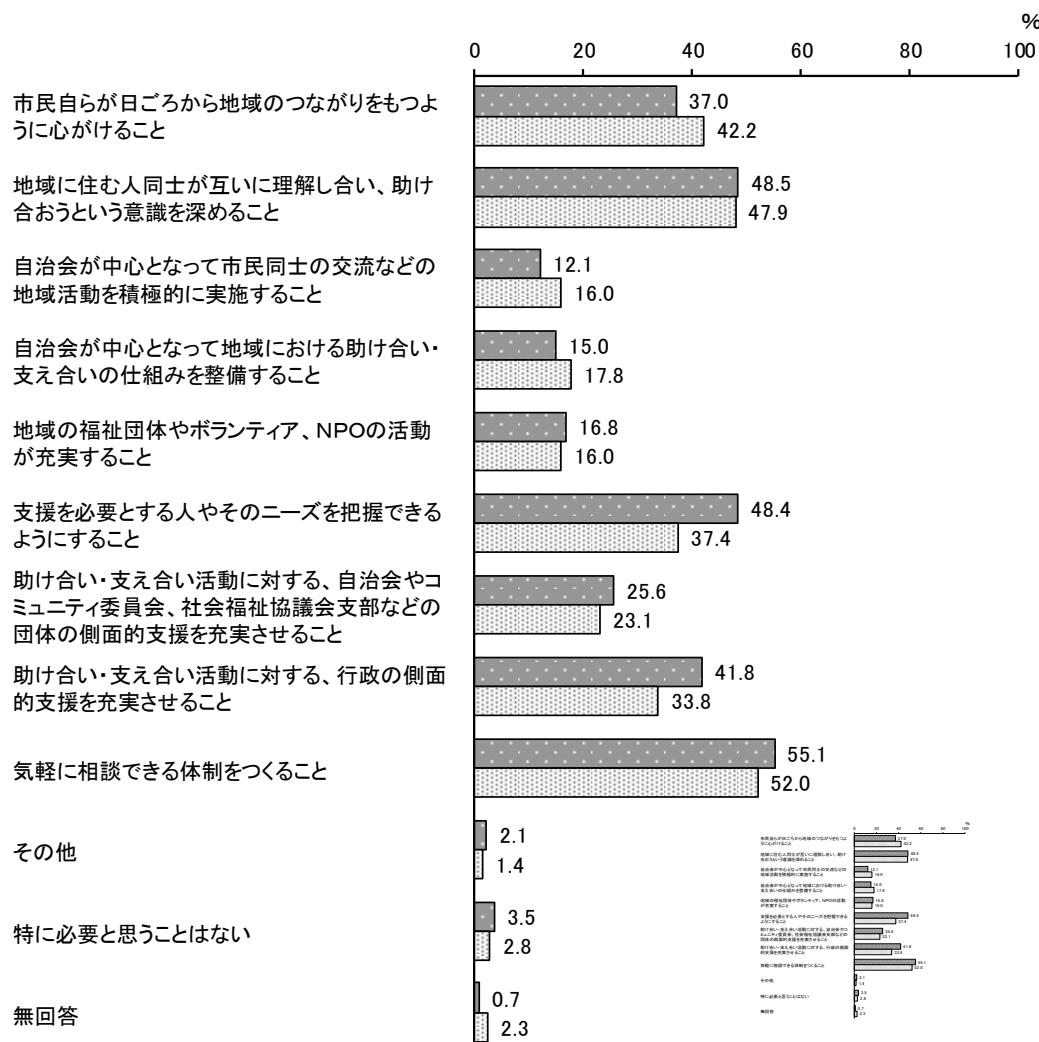
- ・高齢者だけではなく、子ども、障がい、貧困の分野などでのネットワークの創設。
- ・情報交換ができる集いの場。
- ・福祉のシステムを知り、現場につなげ、利用者が増加し、福祉に満足し感謝できる地域づくりが必要。
- ・社会福祉協議会などに配置されている福祉委員の活動をもう少し地域に密着できるように工夫する。
- ・働く意欲や、いきいきとした活動の場を数多くつくることにより地域活性化にもつながる。
- ・サロンなど開催して、社協の方と顔見知りになれば相談も増えるのではないか。
- ・小さい街なので、行政と市民が一体となってできることはたくさんあると思う。
- ・地球環境問題やCO₂問題、災害などもう少し真剣に取り組むべき。
- ・防災無線を上手に使ってほしい。
- ・買い物難民や交通難民のために気軽に運んでくれる乗り物を考えるべき。タクシーやバスの一律料金など。
- ・民生委員と自治会の関係が希薄。
- ・民生委員の任期が3年間なのは長すぎる。

2 アンケート結果（一部抜粋）

（1） 地域で助け合い・支え合いの輪を広げていくために、特に必要だと思うこと。

「気軽に相談できる体制をつくること」の割合が55.1%と最も高く、次いで「地域に住む人同士が互いに理解し合い、助け合おうという意識を深めること」の割合が48.5%、「支援を必要とする人やそのニーズを把握できるようにすること」の割合が48.4%となっています。

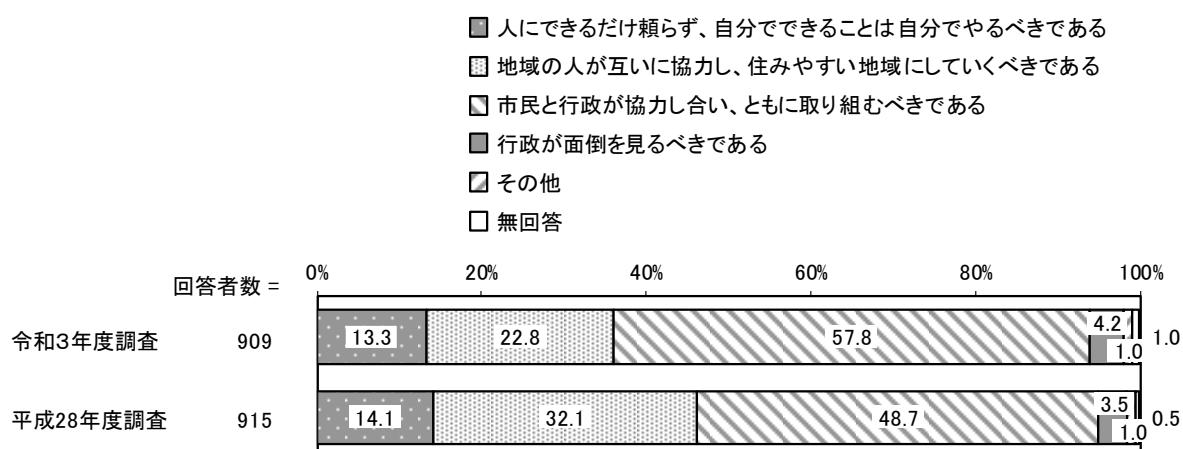
平成28年度調査と比較すると、「支援を必要とする人やそのニーズを把握できるようにすること」「助け合い・支え合い活動に対する、行政の側面的支援を充実させること」の割合が増加しています。一方、「市民自らが日ごろから地域のつながりをもつよう心がけること」の割合が減少しています。



(2) 地域の助け合いに必要なこと

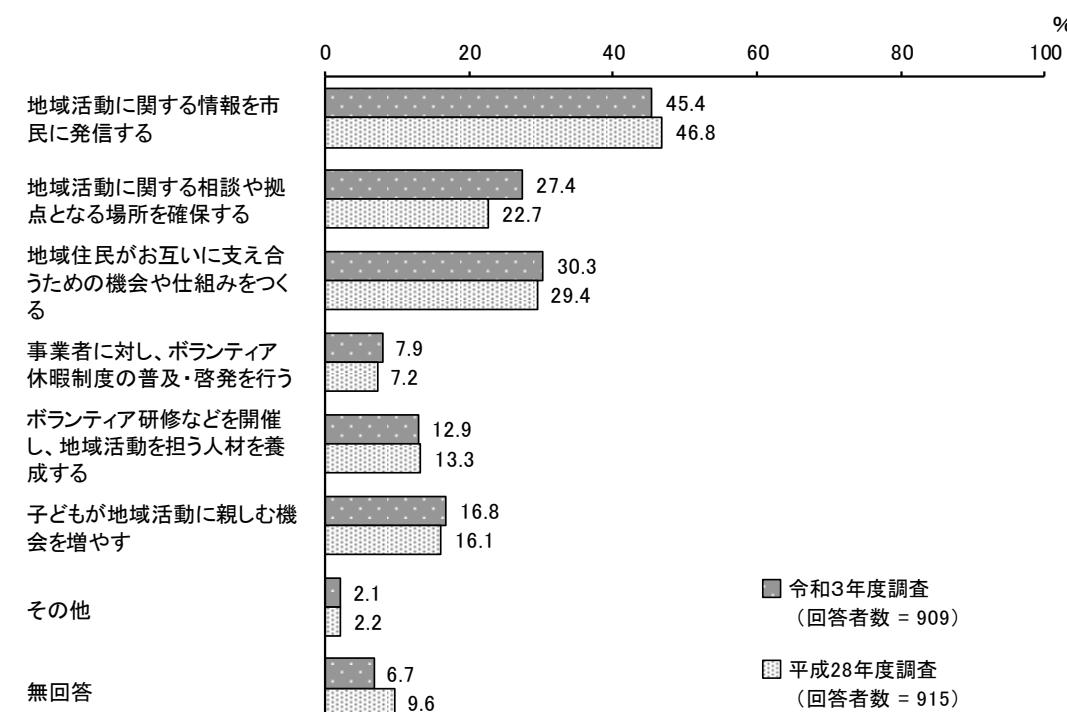
「市民と行政が協力し合い、ともに取り組むべきである」の割合が57.8%と最も高く、次いで「地域の人が互いに協力し、住みやすい地域にしていくべきである」の割合が22.8%、「人にできるだけ頼らず、自分でできることは自分でやるべきである」の割合が13.3%となっています。

平成28年度調査と比較すると、「市民と行政が協力し合い、ともに取り組むべきである」の割合が増加しています。一方、「地域の人が互いに協力し、住みやすい地域にしていくべきである」の割合が減少しています。



(3) 必要な市や社会福祉協議会からの支援

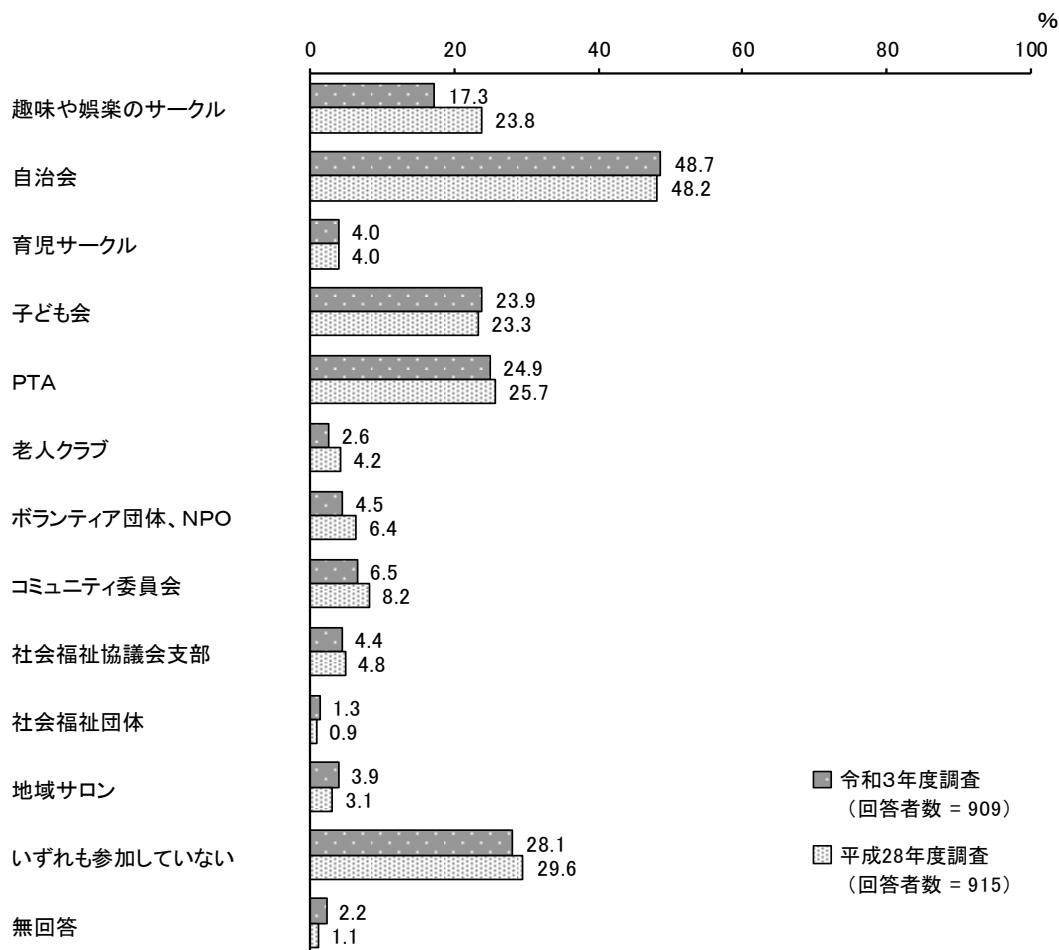
「地域活動に関する情報を市民に発信する」の割合が45.4%と最も高く、次いで「地域住民がお互いに支え合うための機会や仕組みをつくる」の割合が30.3%、「地域活動に関する相談や拠点となる場所を確保する」の割合が27.4%となっています。



(4) 今も参加している、または、過去に参加したことのある地域活動団体

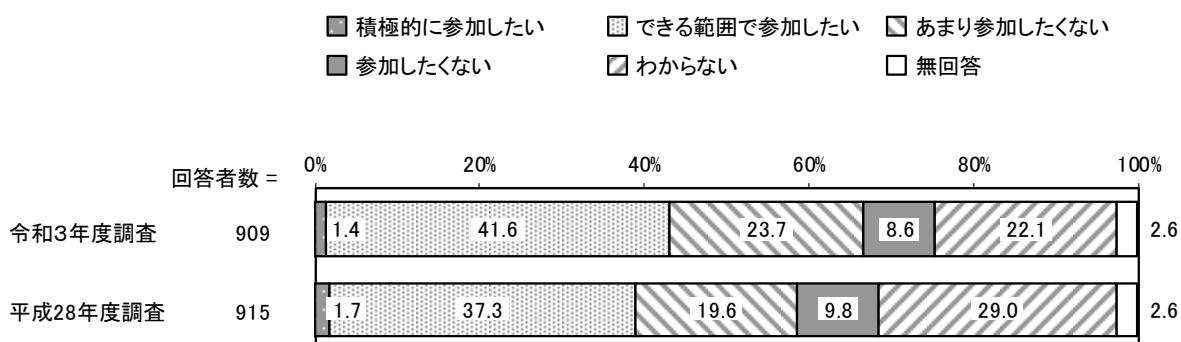
「自治会」の割合が48.7%と最も高く、次いで「いずれも参加していない」の割合が28.1%、「PTA」の割合が24.9%となっています。

平成28年度調査と比較すると、「趣味や娯楽のサークル」の割合が減少しています。



(5) 今後、地域で支え合う活動に参加したいか

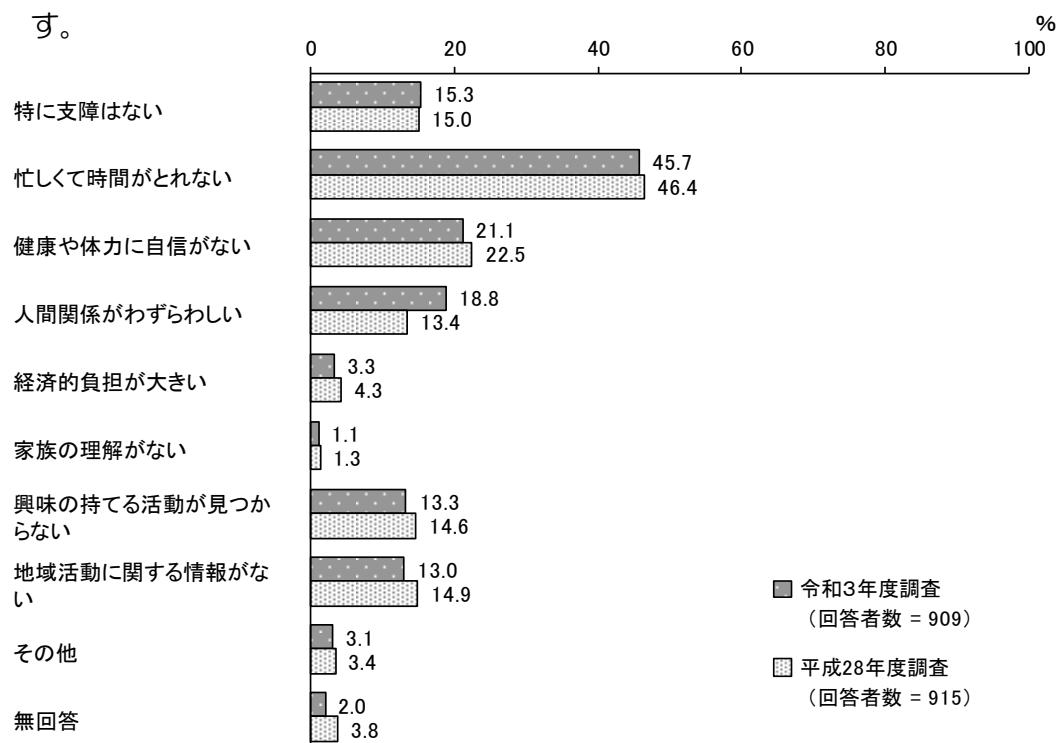
「積極的に参加したい」と「できる範囲で参加したい」を合わせた“参加したい”的割合が43.0%、「あまり参加したくない」と「参加したくない」を合わせた“参加したくない”的割合が32.3%となっています。また、「わからない」の割合が22.1%となっています。



(6) 地域活動に参加する上で、支障になること

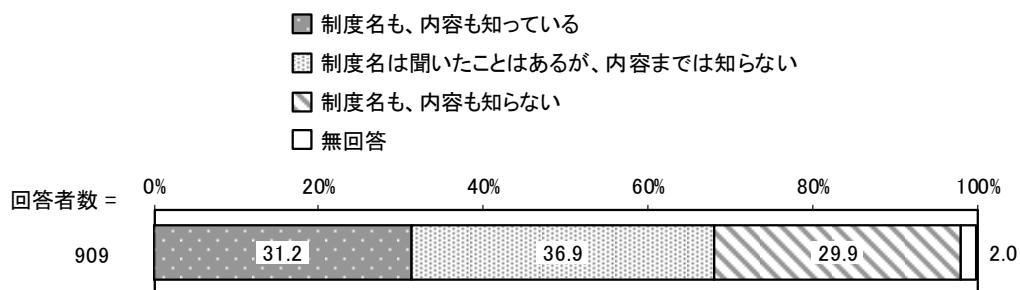
「忙しくて時間がとれない」の割合が45.7%と最も高く、次いで「健康や体力に自信がない」の割合が21.1%、「人間関係がわざらわしい」の割合が18.8%となっています。

平成28年度調査と比較すると、「人間関係がわざらわしい」の割合が増加しています。



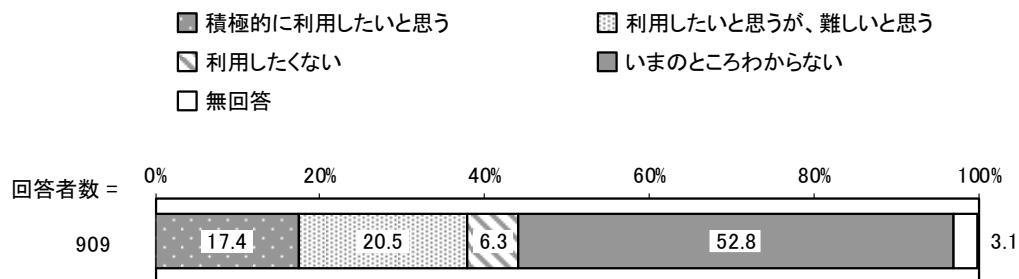
(7) 成年後見制度の認知度

「制度名は聞いたことはあるが、内容までは知らない」の割合が36.9%と最も高く、次いで「制度名も、内容も知っている」の割合が31.2%、「制度名も、内容も知らない」の割合が29.9%となっています。



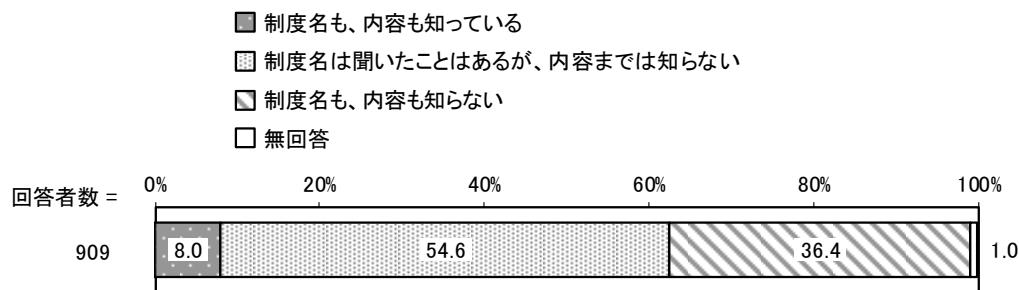
(8) 成年後見制度の利用意向

「いまのところわからない」の割合が52.8%と最も高く、次いで「利用したいと思うが、難しいと思う」の割合が20.5%、「積極的に利用したいと思う」の割合が17.4%となっています。



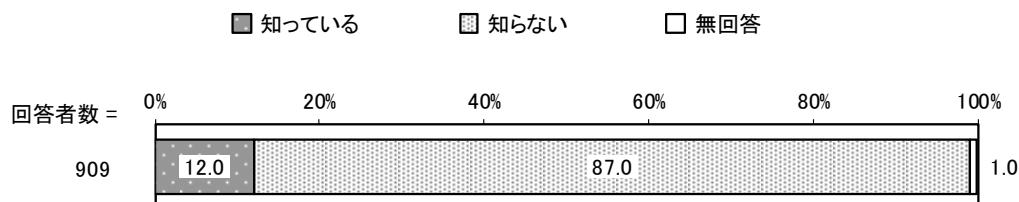
(9) 生活困窮者自立支援制度の認知度

「制度名は聞いたことはあるが、内容までは知らない」の割合が54.6%と最も高く、次いで「制度名も、内容も知らない」の割合が36.4%となっています。



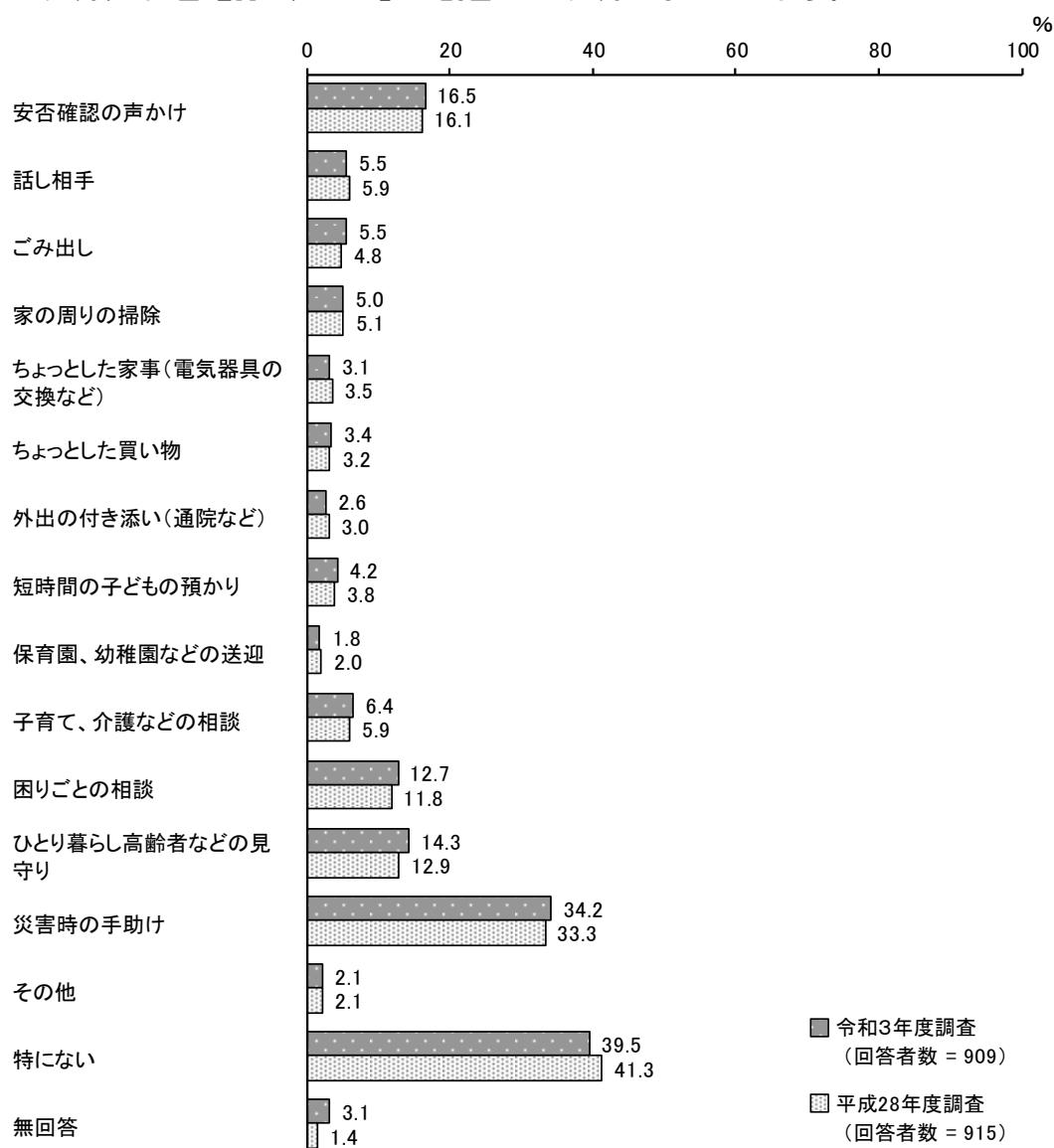
(10) 北本市の包括的な相談窓口の認知度

「知っている」の割合が12.0%、「知らない」の割合が87.0%となっています。



(11) ふだんの暮らしで困っている時にしてもらいたいこと

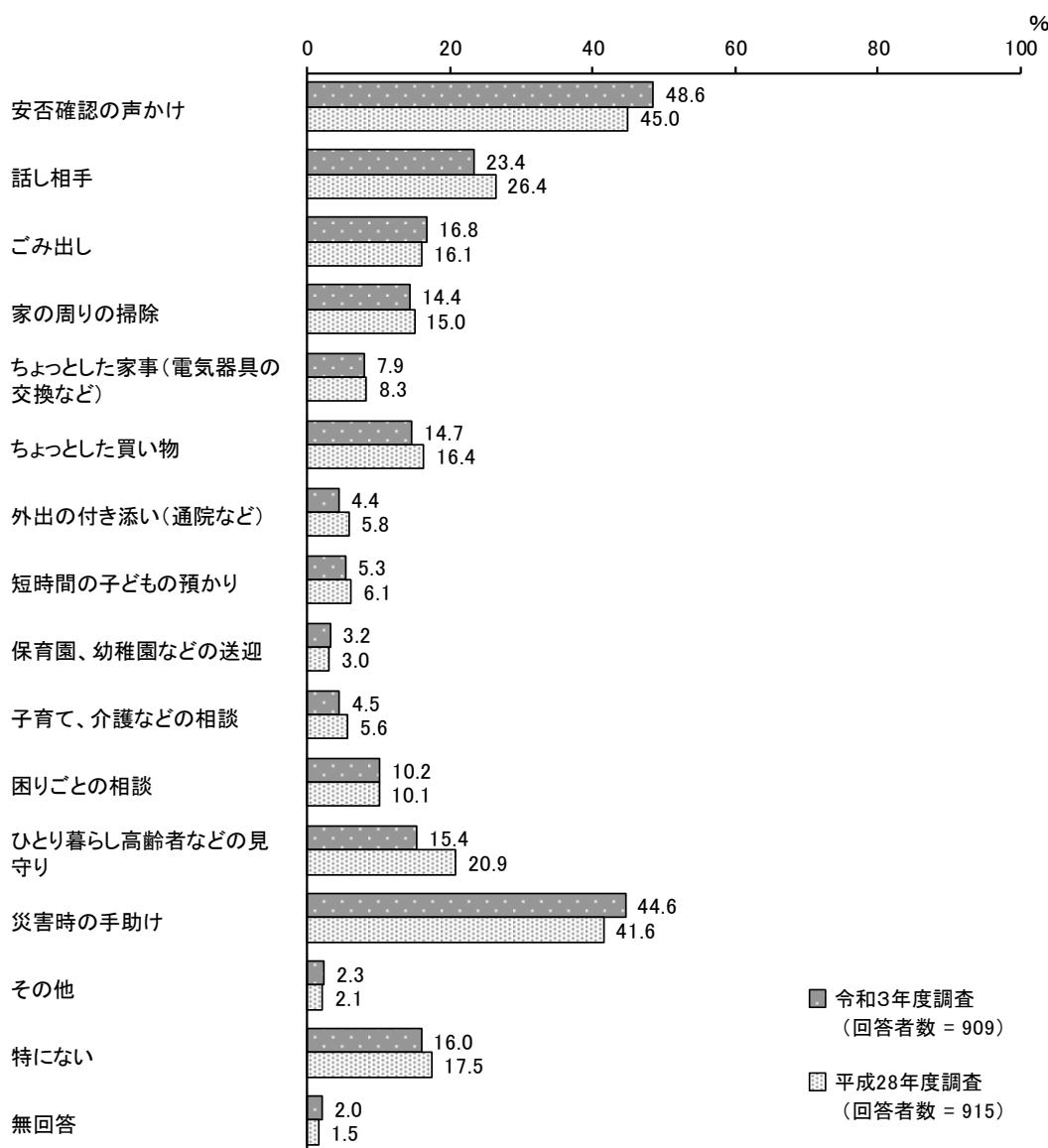
「特にない」の割合が39.5%と最も高く、次いで「災害時の手助け」の割合が34.2%、「安否確認の声かけ」の割合が16.5%となっています。



(12) ご近所に困っている人がいる時、あなたができること

「安否確認の声かけ」の割合が48.6%と最も高く、次いで「災害時の手助け」の割合が44.6%、「話し相手」の割合が23.4%となっています。

平成28年度調査と比較すると、「ひとり暮らし高齢者などの見守り」の割合が減少しています。

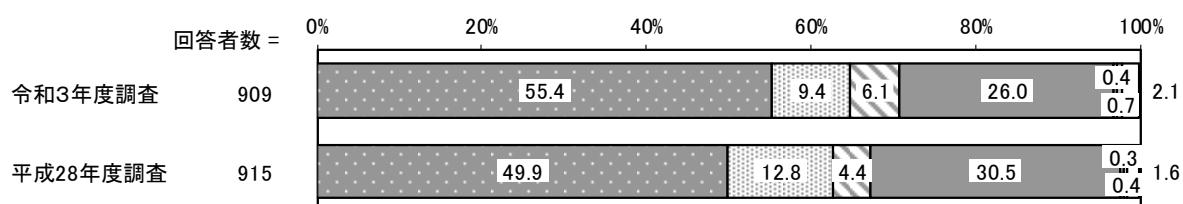


(13) 災害などで緊急に避難する際の支援

「ふだんから、自分で備えておくことが最も大切」の割合が55.4%と最も高く、次いで「地域と行政が協力して取り組むことが最も大切」の割合が26.0%となっています。

平成28年度調査と比較すると、「ふだんから、自分で備えておくことが最も大切」の割合が増加しています。

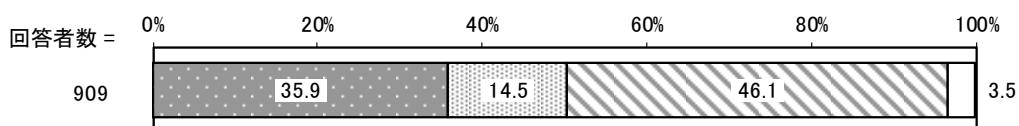
- ふだんから、自分で備えておくことが最も大切
- 隣近所や自治会など、地域で取り組むことが最も大切
- プライバシーがあるため、行政で取り組むことが最も大切
- 地域と行政が協力して取り組むことが最も大切
- そうした取り組みは必要ない
- その他
- 無回答



(14) 「ヤングケアラー」という言葉の認知度

「言葉も内容も知らない」の割合が46.1%と最も高く、次いで「言葉も内容も知っている」の割合が35.9%、「言葉は知っていたが、内容までは知らない」の割合が14.5%となっています。

- 言葉も内容も知っている
- 言葉は知っていたが、内容までは知らない
- 言葉も内容も知らない
- 無回答



3 用語解説

| | 用語 | 解説 |
|--------|----------|--|
| あ 行 | アウトリーチ | 支援が必要であるにも関わらず届いていない人に対し、行政や支援機関等が積極的に訪問して情報・支援を行うこと。 |
| | アセスメント | 生活支援に活用できる地域内の社会資源を把握したり、地域の生活支援ニーズを把握すること。 |
| | SNS | “Social Networking Service”の略称で、登録された利用者同士が交流できるウェブサイトの会員制サービスのこと。 |
| | NPO | “Nonprofit Organization”的略称で、社会的な活動をする民間の非営利組織のこと。 |
| | NPO法人 | 民間非営利団体のうち、法的な人格が認められた特定非営利活動法人のこと。 |
| か 行 | 核家族 | 家族形態のひとつで具体的には、「夫婦のみの世帯」「夫婦と未婚の子のみの世帯」「ひとり親と未婚の子のみの世帯」のいずれかの形態を指す。 |
| | 共生社会 | 様々な状況や状態の人々がすべて分け隔てなく包摂され、支え手側と受け手側に分かれることなく共に支え合い、多様な個人の能力が発揮されている活力ある社会。 |
| | 協働 | 多様な主体同士が共通の目的に向かって、お互いに對等な立場で連携・協力すること。 |
| | ゲートキーパー | 自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のこと。 |
| | 権利擁護 | 認知症、知的障がい、精神障がいなど判断能力が十分でない人の生活・権利を守るために、自ら主張できるように支援すること。成年後見制度は、その一つである。 |
| | 合計特殊出生率 | その年の15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性がその年の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。 |
| | 更生保護 | 犯罪をした人や非行のある少年を社会の中で適切に処遇することにより、その再犯を防ぎ、非行をなくし、これらの人たちが自立し改善更生することを助ける取り組み。 |
| | 高齢化率 | 65歳以上の人口が総人口に占める割合のこと。 |
| | 心のバリアフリー | 様々な心身の特性や考え方を持つすべての人たちが、相互に理解を深めようとコミュニケーションを取り、支え合うこと。 |

| | 用語 | 解説 |
|--------|--------------|--|
| | 子ども食堂 | 地域のボランティアが主体となり、無料または低価格帯で子どもたちに食事を提供するコミュニティの場。 |
| | コロナ禍 | 新型コロナウイルス感染症が招いた危機的・災厄的な状況のこと。社会的・政治的・経済的な混乱・不安・損失等を総称した言葉。 |
| さ 行 | 災害ボランティアセンター | 災害発生時に、被災者の生活支援と被災地の復旧支援を目的に活動するボランティアの拠点としてコーディネートを行う。 |
| | サロン | 身近な場所で気軽に集まり、楽しくふれあいを深めて交流することができる活動の場。 |
| | 自主防災組織 | 災害時に備え、災害を未然に防止し、または被害を軽減するために、地域住民が連携・協力して自主的に設置し、地域で活動する組織。 |
| | 生活困窮者 | 生活困窮者自立支援法第3条第1項に定める「就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」。 |
| | 制度の狭間 | 既存の制度には合致せず、使える制度がない、もしくはあっても不十分な状態。 |
| | 成年後見制度 | 財産を管理したり、介護等のサービスや施設への入所に関する契約を結んだりする必要がある場合、認知症、知的障がい、精神障がい等の理由で判断能力の不十分な人を保護し支援するための制度。 |
| | セーフティネット | 生活することが困難な状態に陥った場合に援助したり、こうした事態になることを防止する仕組み。 |
| た 行 | 第三者評価 | 社会福祉法人等の事業者や利用者以外の中立的な第三者機関が、事業者の提供する福祉サービスを専門的かつ客観的な立場から総合的に評価するもので、福祉サービスを利用する方々への情報提供、及び事業者のサービスの質の向上を図るため、その結果を公表している。 |
| | 地域ケア会議 | 地域包括支援センターや在宅介護支援センターを中心に、保健師や地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員等で組織され、情報交換を行い、要援護になりうる高齢者に対するサービスの総合調整を行うための仕組み。 |
| | 地域共生社会 | 制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会のこと。平成28年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」において地域共生社会の実現が盛り込まれており、今後の福祉改革を貫く「基本コンセプト」と位置づけられている。 |

| | 用語 | 解説 |
|--------|------------|---|
| な 行 | 地域コミュニティ | 地域住民が生活している場所、すなわち消費、生産、労働、教育、医療、遊び、スポーツ、芸能、祭りなどに関わり合いながら、住民相互の交流が行われている地域社会、あるいはそのような住民の集団を指す。 |
| | 地域生活課題 | 福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題。 |
| | 地域包括ケアシステム | 誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けるため、医療・介護・予防・住まい・生活支援サービスが切れ目なく提供される仕組み。 |
| | 地域包括支援センター | 市町村が設置主体となり、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等を配置して、地域で暮らす高齢者の介護や福祉、医療、健康、認知症のことなど、様々な面から総合的に支えるため、必要な援助を行う相談窓口。 |
| は 行 | 日常生活自立支援事業 | 判断能力が不十分なため、適切な福祉サービスを受けることが困難な高齢者等に対して契約に基づき、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理等を行い、地域で自立した生活が送れるよう支援する事業。 |
| | 認知症 | いったん正常に発達した知能が、脳の病的な変化により低下し、日常生活上あるいは社会生活上支障をきたした状態をいう。代表的なものとして、アルツハイマー型認知症、脳血管性認知症、レビー小体型認知症、前頭側頭型認知症がある。症状としては、認知機能障がい（物忘れなど）、精神症状・行動障がい（幻覚、妄想、徘徊など）、神経症状（パーキンソン様症状など）などがみられる。 |
| | 認知症高齢者 | 高齢期における脳の広範な器質的障がいにより、獲得されている知能が低下していく「認知症症状」を示している高齢者のこと。認知症には「アルツハイマー型認知症」や脳血管障がいによる「脳血管性認知症」などがある。 |
| | 認知症サポーター | 認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者のことであり、認知症サポーター養成講座を受講した人を認知症サポーターと呼んでいる。 |
| は 行 | 8050問題 | 80代前後の高齢の親が50代前後のひきこもりの子どもの生活を支える問題。 |

| | 用語 | 解説 |
|--------|------------|--|
| | バリアフリー | 障がい者や高齢者などが日常生活を送る上での妨げとなる、様々な障壁（バリア）を取り除くこと。もとは段差や仕切りの解消などを指したが、現在では、意識や各種制度などあらゆる面において、社会参加を困難にするものを取り除くこととして用いられる。 |
| | ひきこもり | 「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」（厚生労働省、平成22年5月19日公表）で定義される「様々な要因の結果として社会的参加（義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊など）を回避し、原則的には6か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態（他者と交わらない形での外出は除く）を指す現象概念」。 |
| | 避難行動要支援者 | 災害が発生したときまたは災害が発生する恐れがあるときに、高齢者、障がいのある人、乳幼児等、防災上特に配慮を要し、自ら避難することが困難であることから、円滑・迅速な非難のために特に支援が必要な人。 |
| | 福祉避難所 | 主として要配慮者を滞在させることを想定し、災害対策基本法施行令に規定された避難所。 |
| | フードドライブ | 家庭や企業等から食べきれない食品を集め、その食品を必要とする個人や団体に寄付する活動。 |
| | フードバンク | 品質に問題がないにも関わらず市場で流通できなくなった食品、家庭で食べきれない食品を受入れた後の、保管や活用先のマッチングを行う活動。 |
| | フードパントリー | 支援が必要な家庭、何らかの理由で十分な食事を取ることができない人々に、食品を無料で配布する活動。 |
| | ボランティアセンター | 社会福祉協議会内に設置されている機関で、ボランティアを希望する人を登録し、ボランティアを必要とする人とのコーディネートを行っている。 |
| ま 行 | 民生委員・児童委員 | 民生委員は、厚生労働大臣から委嘱された特別職の地方公務員であり、児童委員も兼ねる。支援が必要な人の相談に応じ、市や関係機関へ橋渡しする支援等を行っている。また、児童委員の中から、関係機関等と児童委員とのつなぎ役となる主任児童委員が指名されている。 |
| | メンタルヘルス | 精神面における健康のこと。精神的健康、心の健康、精神保健、精神衛生等と称される。 |
| や 行 | ヤングケアラー | 家族にケアを必要とする人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポート等を行っている18歳未満の子ども。 |

| 用語 | 解説 |
|------------|--|
| ユニバーサルデザイン | 年齢や性別、身体の状況等に関わらず、誰もが安全に使いやすくわかりやすい暮らしを実現するために、物や環境、サービス等を設計段階からデザインすること。「バリアフリー」が既にある障害（バリア）を解消することであるのに対し、「ユニバーサルデザイン」は、最初から障害（バリア）を作らないようにすること。 |

4 北本市地域福祉推進委員会設置要綱及び委員名簿

北本市地域福祉推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 北本市地域福祉計画・地域福祉活動計画（以下「計画」という。）の推進を図るため、北本市地域福祉推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 計画の進捗状況及び成果の評価に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、計画の推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員16人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から市長が委嘱する。

- (1) 知識経験者
- (2) 福祉関係者
- (3) 保健医療関係者
- (4) 地域団体関係者
- (5) 公募による市民

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選任する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(報告)

第7条 委員長は、第2条に掲げる事項を審議した場合には、その結果を市長に報告しなければならない。

(謝礼)

第8条 第3条第2項に規定する委員が会議に出席した場合には、予算の範囲内で謝礼を支給することができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、福祉部共生福祉課において処理する。

(委任)

第10条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年告示第73号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年告示第210号）

この告示は、平成30年10月1日から施行する。

附 則（令和元年告示第131号）

この告示は、令和元年12月1日から施行する。

附 則（令和4年告示第32号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

・北本市地域福祉推進委員会 委員名簿

(敬称略)

| 団体名 | 氏 名 | 備 考 |
|-------------------------|--------|------------------------------|
| 埼玉県立大学 | 高島 恭子 | |
| 北本市社会福祉協議会 | 深谷 忍 | |
| 北本市民生委員・児童委員協議会 | 吉野 道子 | 令和3年11月1日 ～令和4年11月 30日 |
| 北本市民生委員・児童委員協議会（主任児童委員） | 奥山 美穂 | 令和3年11月1日 ～令和4年11月 30日 |
| 北本市民生委員・児童委員協議会 | 茂木 好 | 令和4年12月9日 ～ |
| 北本市民生委員・児童委員協議会（主任児童委員） | 齊藤 ゆかり | 令和4年12月9日 ～ |
| 北本市障がい者福祉団体連絡協議会 | 白石 春彦 | |
| 北本市ボランティア連絡会 | 鹿島 二郎 | |
| 北本市地域包括支援センター連絡部会 | 近藤 洋子 | |
| 北本市小中学校校長会 | 吉澤 達也 | 令和3年11月1日 ～令和4年3月 31日 |
| 北本市小中学校校長会 | 吉田 伸吾 | 令和4年6月1日 ～ |
| 北本市介護支援専門員の会 | 荒井 理恵子 | |
| 特定非営利活動法人ワーカーズコレクティブてとて | 仲谷 まり | |
| 桶川北本伊奈地区医師会 | 松崎 剛 | |
| 北本市自治会連合会 | 浅野 勉 | |
| 北本市老人クラブ連合会 | 佐藤 佐 | |
| 北本市PTA連合会 | 醍醐 隆 | |
| 北本市民の代表 | 山賀 朋子 | |

5 第三次北本市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定会議設置規程及び委員名簿

第三次北本市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定会議設置規程

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づく第三次北本市地域福祉計画（以下「計画」という。）及び社会福祉法第4条の規定を実践的に推進していく第三次北本市地域福祉活動計画の一体的な策定にあたり必要な事項について、関係部局による協議及び検討を行うため、第三次北本市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定会議（以下「策定会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画策定に必要な資料の収集及び必要な事項を調査研究すること。
- (2) 計画策定の原案に関すること。
- (3) その他計画策定に必要と認められる事項に関すること。

(組織)

第3条 策定会議は、委員15名で組織する。

- 2 委員は、別表に定める職にある者をもって充てる。
- 3 策定会議に委員長及び副委員長を置く。
- 4 委員長は福祉部長の職にある者をもって充て、副委員長は委員長が指名する。

(任期)

第4条 委員の任期は、任命の日から計画策定終了までの期間とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長の職務)

第5条 委員長は策定会議を代表し、会務を総理する。

- 2 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 策定会議は、委員長が招集する。

2 委員長が必要と認めるときは、委員以外の関係職員を出席させ、意見を聴き又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 策定会議の庶務は、福祉部共生福祉課及び社会福祉法人北本市社会福祉協議会において処理する。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、策定会議の運営に関し必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この規程は、令和4年4月12日から施行する。

・第三次北本市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定会議 委員名簿 (敬称略)

| 所属 | 役 職 | 氏 名 |
|----------------------------|------------|--------|
| 福祉部 | 部長 | 中村 稔 |
| 福祉部兼保育課 | 副部長 兼課長 | 柿沼 新司 |
| 行政経営部行政経営課 企画調整担当 | 主幹 | 高橋 良輔 |
| 総務部人権推進課 人権推進・男女共同参画担当 | 主幹 | 大澤 英雅 |
| 市民経済部くらし安全課 市民協働担当 | 主幹 | 金子 能也 |
| 市民経済部市民課 市民相談担当 | 主幹 | 築根 義仁 |
| 福祉部共生福祉課 生活保護担当 | 主査 | 中根 聰 |
| 福祉部障がい福祉課 相談支援担当 | 主幹 | 松村 紀久子 |
| 福祉部子育て支援課 児童相談担当 | 主幹 | 佐藤 絵美 |
| 健康推進部健康づくり課 保健予防担当 | 主幹 | 古山 満広 |
| 健康推進部高齢介護課 高齢者福祉担当 | 主幹 | 堂口 達大 |
| 都市整備部都市計画政策課 都市計画政策担当 | 主幹 | 小原 到 |
| 教育部学校教育課 指導担当 | 主幹 | 田口 浩子 |
| 教育部生涯学習課 生涯学習担当 | 主幹 | 藤原 雅臣 |
| 社会福祉法人北本市社会福祉協議会 地域福祉担当 | 次長 兼主幹 | 星野 祐一 |

6 策定経過

| 日程 | 会議など | 主な協議事項 |
|----------------------|------------------------------|--|
| 令和3年11月24日 | 令和3年度北本市地域福祉推進委員会 | 第二次北本市地域福祉計画・地域福祉活動計画の評価 アンケート調査について |
| 令和3年12月16日～令和4年1月11日 | 市民アンケートの実施 | |
| 令和4年1月～8月 | 地域ヒアリングの実施 | |
| 令和4年5月24日 | 第1回第三次北本市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定会議 | 基礎調査について 計画の骨子案について |
| 令和4年6月27日 | 令和4年度第1回北本市地域福祉推進委員会 | 基礎調査について 計画の骨子案について |
| 令和4年7月29日 | 第2回第三次北本市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定会議 | 計画素案について |
| 令和4年8月23日 | 令和4年度第2回北本市地域福祉推進委員会 | 計画素案について |
| 令和4年10月24日 | 第3回第三次北本市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定会議 | 計画案について |
| 令和4年12月1日 | 令和4年度第3回北本市地域福祉推進委員会 | 計画案について |
| 令和4年12月19日～令和5年1月20日 | パブリック・コメントの実施 | |
| 令和5年1月27日 | 第4回第三次北本市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定会議 | パブリック・コメント手続きの結果について 第三次北本市地域福祉計画・地域福祉活動計画案について |
| 令和5年2月9日 | 令和4年度第4回北本市地域福祉推進委員会 | パブリック・コメント手続きの結果について 第三次北本市地域福祉計画・地域福祉活動計画案について |

第三次北本市 地域福祉計画・地域福祉活動計画

令和5年3月
発行：北本市、北本市社会福祉協議会

北本市
〒364-8633 埼玉県北本市本町1丁目111番地
電話番号 : 048-591-1111（代表）
ファックス : 048-592-5997（代表）
ホームページ : <https://www.city.kitamoto.lg.jp>

北本市社会福祉協議会
〒364-0034 北本市高尾1丁目180番地（北本市総合福祉センター内）
電話番号 : 048-593-2961
ファックス : 048-592-9442
ホームページ : <https://wwwb.jnc.ne.jp/kita-sha>
